

決算特別委員会会議録

平成24年10月30日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 16:57

委員長

ただいまから平成23年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成23年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。第5款労働費、第6款農林水産業費及び第7款商工費、202ページから224ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております202ページ、労働諸費、緊急雇用創出事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

202ページ、労働諸費の緊急雇用創出事業費委託料が上がっております。このことについてお尋ねをいたします。資料では13ページのほうに用意をいただいておりますが、19事業で新規雇用が154名というふうになってはいますが、この事業の内容というか、それとこの事業によって経済効果とかそういう趣旨に沿ってどういう効果が上がったのかということをお聞きしたいと思います。

商工観光課長

緊急雇用事業につきましては、平成20年度から23年度、24年度にかけまして行われている事業でございます。地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職しました失業者の雇用を創出するために各都道府県に基金を造成しまして、市区町村において地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿をつくり出す事業を行っております。23年度につきましては、先ほどの追加資料の13ページにも記載しておりますとおり、23年度の実績としまして19事業を実施いたしております。新規雇用数としては154名が雇用されておる状況でございます。この部分の経済効果としましては、具体的な数字等はなかなかちょっと把握が難しいところでございますけれども、失業者を雇用するという点で考えますと、当然そこに賃金等が支払われておりますことから、本市に対しまして間接的ではありますが、ある一定の経済効果があったものと判断しております。

宮嶋委員

まあ、そうですね。これだけのお金が使われたわけですから、貯金されているわけではありませぬので効果が上がっているんじゃないかなというふうには思いますが。この事業は今年度も行われているということですが、今後は平成24年で終了だということも聞きましたけれども、今後どうなるのかということをお聞きします。

商工観光課長

質問委員が言われますとおり、この事業は平成24年度で現在のところ終了するということになっております。しかしながら、いまだ経済不況から抜け出せないという状況の中で、失業者は増加しているという状況でございます。失業者を雇用するこの制度につきましては、国や県に対しまして、ことあるごとに制度の延長、拡充について再三要望は行っているところでございます。今後も継続して要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

宮嶋委員

本当に失業、大変な状況にあります。まだなかなか政治の先も見えないので、景気が好転するという兆しもなかなかないままです。ぜひその辺努力していただきたいのと、もう一つ併せてですね、せっかくこれだけの工夫をされているんな事業をつくり出されていますので、

これを単独でというのはなかなか難しいのかもしれませんが、市で工夫してね、これの延長線上の仕事っていうか、そういうものができるような工夫をですね、ぜひ検討していただきたい、工夫していただきたいということを申し添えて終わります。

委員長

次に204ページ、労働諸費、ふるさと雇用再生特別基金事業費について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

労働諸費、ふるさと雇用再生特別基金事業費についてお尋ねをいたします。この事業は平成23年度、昨年度で3カ年の計画が終わった分でございますが、旧伊藤邸の喫茶事業及び販路開拓事業の委託料が実績として上がっておりますが、その事業内容についてお尋ねいたします。

商工観光課長

まず、旧伊藤邸喫茶事業につきましては、平成21年度から平成23年度にかけて実施した事業でございます。委託先は飯塚観光協会でございます。事業内容としましては旧伊藤邸におきまして快適なおもてなしを提供するための喫茶業務と、旧伊藤邸を核とした観光誘客を主とした旅行社・メディア等への営業活動を行ったものでございます。次に販路開拓事業でございますが、これにつきましても平成21年度から平成23年度にかけて実施した事業でございます。委託先は1社のみ応募のありました市内の事業者でございます。事業内容としましては当社が地域ブランド新商品として各種豆腐製品を開発しまして販路開拓を行ったものでございます。

梶原委員

事業内容についてはある程度理解できましたけれども、この2つの事業の成果として成果説明書にも少しは書いてありますが、ちょっと詳しくお願いいたします。

商工観光課長

旧伊藤邸喫茶事業につきましては、平成21年7月に喫茶「幸袋亭」をオープンしまして、2年9カ月間にわたり営業を行っておりましたが、補助事業終了とともに一応閉鎖し、現在は無料休憩所として利用しております。観光誘客を主とした旅行社・メディア等への営業活動につきましては徐々にその成果が表れ始めまして、観光バスによる来場者の数は年々増加傾向にございます。また、平成23年度の当該事業における全雇用人数は4名、延べ546人/日で、全て新規雇用となっております。そのうち1名は現在も引き続き飯塚観光協会勤務されており、雇用につながっているところでございます。販路開拓事業の成果につきましては、平成23年度の当該事業による全雇用人数は7名、延べ1,857人/日となっております。うち新規雇用人数は6名で1,373人/日となっておりますが、平成21年度からのトータルの新規雇用者数は7名で、うち3名が正規雇用につながっております。また、当該事業により開発されました各種豆腐新商品につきましてはRKB毎日放送の今日感テレビやFBS福岡放送のめんたいワイド等でも紹介されまして、JAのふれあい市の穂波店や市内の飲食店へ納品されることとなり、市外におきましても糸田や大任の道の駅にも納品されておまして、地域ブランド新商品として確実に販路開拓が進んでいるところでございます。

梶原委員

喫茶事業については補助事業終了とともに閉鎖ということですが、せっかくオープンされたんですからですね、また何らかの形で継続をしていただきたいと。来場者の方もくつろぐ場所がそこにあるんじやなかならうかと思っております。それから、販路開拓事業についてはある程度実績が上がっているようですが、この地域特産品などの開発、それからブランド化、販路開拓については非常に重要な取り組みであると考えております。さらにそうした取り組み

を今後強化してほしいと思っていますけれども、それについてはどのようなお考えを持たれておりますか。

商工観光課長

質問委員が言われますとおり、地域特産品などの開発やブランド化、販路開拓については非常に重要な取り組みであると認識しております。現在、JR九州が内野地区の特産品として「うちのたまご」の生産販売を行っておりまして、本年2月にJR博多駅構内に直売店をオープンしております。また、7月には羽田空港第1ターミナルにおきまして「赤坂うまや うちのたまご直売所」をオープンし、「うちのたまご」の販売だけでなく店内では卵かけごはんなどの提供も行っておりまして、「うちのたまご」の知名度は上がってきております。本市としましても、こうしたJR九州などの事業者、JA、県などとの連携も図りながら、地元生産者の方々も一緒になりながら、地元特産品の開発やブランド化、販路開拓について、県の補助等も活用しながら進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

県の補助金がなかなか下りてこない実情もあると思いますけれどもですね、この地域特産品をやっばりどんどん開発しながら販路開拓をやっていただければ、新たなまた取り組みができてくるのではなかろうかと思えます。特にいま若い方がですね、農業離れが進んでおりますけれども、その反面、本市においてはいろんな形で補助をしていただいておりますので、その分を十分考慮していただいておりますので、本市のブランド品が全国に出回るような形で販路開拓事業を推し進めていただきたいと思いますので、その分考慮していただきますようお願いいたします。

委員長

次に206ページ、農業総務費、久保白ダム土地改良区補助金について小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

206ページですね、久保白ダムの土地改良区補助金1269万9212円ですかね。これについて、ちょっと質問させていただきます。この久保白ダム改良区の補助金、毎年1千数百万円補助金が支払われておりますけれども、当時これは補助金というよりもその地区の補償金ではないかというような話が出ておりましたが、その実態とですね、典型的に今までこの組合にいかほど支払い、補助金を出されたかわかりますでしょうか。

農林振興課長

この土地改良区の設立が昭和41年6月でございまして46年が経過をしておりますが、今日までおよそ12億円を交付しております。補償金ではないかということにつきましては、この土地改良区は久保白ダムから津原の揚水機場を通じまして高田方面と相田、庄司方面の2方向の周辺農地へ農業用水を送るために設置されているものでございまして、この揚水機場や送水管等の維持管理費等久保白ダムから取水しておりますことから、ダムの維持管理の負担金として支出しているもので、補償金というものではございません。

小幡委員

支出の内訳的にはそういうことでしょうかけれども、資料要求の中の59ページ、財政支援団体監査の実績というのがあります。この中に久保白ダム土地改良区の監査実績が出ておりますが、21年も23年も監査結果が同じ内容なんですね。計算上の誤りはなくと、市から交付された補助金は確実に収納されと、お金はしっかり入るんでしょうけれども、最後に軽微な過誤については口頭注意としました。毎回こういう監査ですね。基本的に23年度、1200万円強を支払われておりますけど、その内訳を教えてくださいませんか。

農林振興課長

支出の内訳でございますが、揚水機場や送水管等の維持管理費が862万3305円、ダムの維持管理費の負担金が367万1641円で、あとは事務費41万9065円でございます。これに対しまして、収入の内訳ですが、飯塚市の補助金のほか、桂川町から2万2589円の補助金が交付されております。後は、預金利息333円と前年度繰越金の99万2897円でございます。

小幡委員

内訳はわかりましたけれども、成果説明書ですか、成果説明書の53ページ、ここに久保白ダムの成果説明が書いてありますけれども、この実施状況を見ますと、前年度と本年度のアの欄に補助金額がありまして、通水作業日数でいいんですかね、自体はほぼ36日と40日ですから、日数にすれば1カ月強ですよ。総大会の開催が年1回から2回されて、そういった作業に1千数百万円毎年補助金として出しておりますけれども、先ほど課長の説明の中で作業の内訳というか、補助金の内容を説明していただきましたけど、この組合がどこかに、組合の人達が直接、先ほども説明されたような維持管理の作業をされているのではなくて、どこかにやはり委託されているんですよ。委託してですよ、そこが実際の維持管理費とか、作業をされていると思うんですけども、この実態を見ますとね、その組合と称するところにお金が行く、でどこかに外注する、その差益というか、利益が残っている。そこら辺が私からすれば補償金じゃないのかというような感触を持っているんですけども、財政が厳しい中、そこら辺の見直しが必要かと思うんですけど、やはり補償金じゃなくて補助金なんですかね。こういった感覚で課長は思っておりますか。

農林振興課長

この事務費につきましては、役員の方3名に対しまして報酬をお支払いしておりますし、あと費用弁償を支出しておるもので、補償金というものではないというふうに考えております。

小幡委員

昭和41年からか、累計すれば12億円、ずっと払っているんですね。これもいずれ見直しして、飯塚市が直轄で維持管理したほうが実質上は安くなると思いますよ。この久保白ダムの改良区の方々といずれそういった話を、次年度、即切るといのは難しいでしょうけど、やはり減免していかないと。成果課題については施設自体がもう40年以上経過していて、今からまた維持管理費が膨大にふえていくだろうということですから、市民感覚的にはある程度補償金の意味合いがあるというふうに思われても仕方ないところがありますので、そこら辺の話は煮詰めていていただきたいというところで要望で終わっておきます。

委員長

次に208ページ、農業振興費、農業後継者育成対策事業費補助金について永末委員の質疑を許します。

永末委員

209ページの農業後継者育成対策事業費補助金、27万7千円ほどにつきまして、質問させていただきます。まず、こちらの補助金なんですけども、これはどちらのほうに出されている分になりますでしょうか。

農林振興課長

この補助金につきましては、いわゆる農業後継者、会員がいま10名おられますけれども、飯塚市農業後継者協議会というものを組織されまして、その協議会に対して補助をしているものでございます。

永末委員

協議会の中身について少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

農林振興課長

この協議会につきましては、活動といたしまして毎月定例会、それから技術支援講習会、それから学童の農業体験指導、そして新たな農産物の作付指導等を行なっております。この指導につきましては、JAのほうから補助を受けて指導をいただいているということでございます。

永末委員

そちらのほうに対する補助金ということで上がっていると思うんですけども、実際、この補助金を出して若い農業をされる意欲のある方に対する集まりだということなんですけども、そちらのほうに出されて、出されることによって飯塚市のほうで先々農業を営んでいこうという後継者の方に対する事業を行っているということになるんでしょうか。

農林振興課長

そのとおりでございます。この補助金といたしましては、大きくはございませんけども、この事業を1つのきっかけといたしまして、さらに国県等の補助事業等も有効活用しながら後継者育成を図ってまいりたいということでございます。

永末委員

こちらの補助金額のほうで今の後継者対策を行っていくという答弁でしたけれども、私のほうでいただいている資料のほうで、申し上げますと、2010年の農業センサスですかね、こちらのほうで出ている数字なんですけども、本市における年齢別の農業従事者数ということでいただいています。こちらのほうですね、だいたい60歳以上の方がいま飯塚市のほうで8割を占めているというふうな形、79.1%で約8割を占めているというような数字をいただいています。60歳未満の方が2割という形になると思うんですけども、こういったこの数字を見るにつきましても、今後この後継者農業対策、飯塚のほうで農業をしっかり継続させていくということであれば、この後継者対策というのが喫緊の課題であるというのは、数字から見ても明らかだと思うんですけども、実際、いま言われました協議会に対する補助27万円という金額の補助で、本当に後継者対策というのが行っていけるというふうに考えているのか。そのあたりご答弁いただけますでしょうか。

農林振興課長

先ほども少し触れさせていただきましたが、確かにこの補助金の額で十分かと申しますと、若干ご指摘のところもあろうかと思いますが、私ども確かに現在のこの農業の置かれた状況と申しますのは、高齢化、そして後継者不足、そしてその結果、耕作放棄地の増加ということで、これは全国的な状況でございます。本市も言われましたように、この状況に漏れないということでございます。ではどうするかということのご指摘でございますが、いま私どもとしましては、この認定農業者制度というものを推進いたしております。この認定農業者になっていただくことによりまして、国県等のいろいろな支援を受けることが可能となってまいります。特に、農業の事業拡大等、積極的な農業者の皆さまに対しては、有効な制度というふうを考えております。認定農業者の申請に当たりましては、新規就農後1年間の農業実績を必要としておりましたが、本年1月に制度改定をいたしまして新規就農時から認定の農業者の認定申請を可能とし、農業へより就農しやすいよう制度改定をしたところでございます。これによりまして、後継者対策にひとつ、一步前進ということで引き続き推進をしてまいりたいというふうにご考えるところでございます。

委員長

では、次に208ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

208ページ、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金についてお伺いいたします。同

じ項目で、次に吉田委員も質疑通告がありますので、私のほうからは捕獲頭数だけ確認をさせていただきます。できれば決算前年度の平成22年度、決算年度の23年度、そして24年度については予想がわかる範囲で教えていただきたいと思います。

農林振興課長

22年度の捕獲頭数でございますが、イノシシが829頭、シカが66頭で全体で895頭でございます。それから23年度の捕獲頭数が855頭、そしてシカが83頭で合計が938頭でございます。24年度の状況でございますが、正確な数字はまだつかめておりませんが、現状では残念ながら23年度と同等の状況ではないかというふうに考えておるところではございますが、特に最近顕著になってまいっておりますのが、街中におきますイノシシの出没が非常に多くなっているということでございます。これはもういわゆる農地とは違う状況、農地周辺に今までは出てきておりましたけれども、市内のあちこちで出てきておるといった状況が顕著になってきているというのが、この24年度に見られる状況というふうに把握をしているところでございます。

委員長

次に208ページ、同じく農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

ただいま上野委員のほうから捕獲頭数等のご質問が出ましたが、私のほうからはそれに対する駆除をやられている方々、これの登録人数と現在どのようになっているかについてご質問いたしたいと思います。

農林振興課長

有害鳥獣の駆除員は現在69名おられますが、この駆除員の方々は高齢化が進んでおりますと同時に後継者不足ということで、徐々に減少傾向にあるということでございます。

吉田委員

捕獲頭数も増え反対に駆除員の人数は現在減ってきているようです。農作物の被害が出ないような方策として捕獲だけでなく、侵入防止柵の設置も進めていると聞いておりますが、効果と設置状況はどのようになっていますか。

農林振興課長

ご指摘のとおりイノシシやシカの被害防止対策は捕獲だけでは十分とは言えませんので、侵入防止柵の設置を併せて行うことが効果的と言われております。現在、電気柵等を個人で設置されているところもございますが、下草刈りや設置費用など手間と経費の面からあまり多くは進んでおりませんでした。しかし今回市の予算措置ではございませんが、平成23年度から鳥獣被害防止総合対策交付金が国庫補助として設けられましたことから、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会におきまして申し込みをし、本年1月には八木山地区で金網を4.9キロ、庄内の山倉で電気柵を0.3キロ設置されております。効果につきましては非常に大きいというふうに聞いておりますので、平成24年度につきましても増えていくものというふうに考えております。

吉田委員

ただいま説明いただきましたように、飯塚市としての捕獲推進と国庫補助金による侵入防止柵の設置を進めていただきイノシシ、シカをはじめとする有害鳥獣の農作物に対する被害防止対策を進めていくことを要望して終わりたいと思います。

委員長

次に210ページ、畜産業費、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

210ページ、畜産業費、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金についてお尋ねをいたします。本市における畜産農家の数とそれぞれの飼育数についてどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

農林振興課長

まず肉牛でございますが、戸数が12戸、飼育育成が2,063頭、酪農が11戸で344頭、養豚でございますが、4戸で2,946頭、それから卵を採ります採卵鶏が6戸で13万2772羽、それからブロイラーが2戸で4万5千羽でございます。

梶原委員

今お尋ねしましたけれども、全盛期から比べますとものすごく減少しているのがよくわかります。ただ、これから本市における畜産業の振興を図るためにはですね、この事業費補助というのが大きなウェイトを占めてくると思っておりますが、この事業の補助金で具体的にどういう補助がされたのか、お尋ねいたします。

農林振興課長

この補助金は認定農業者の方に対して交付されるものでございまして、事業費の3分の1を補助するものでございます。具体的には牛20頭収容の牛舎と牛糞の堆肥舎の建設に対して補助されたものでございます。

梶原委員

今わかりましたが、この事業についてですね、畜産業者の方からこういう事をしたいという申請があってから補助を申請されるんですか。

農林振興課長

そのとおりでございます。

梶原委員

ということは、今年度は予算としては約23万円程度の金額が上がっておりますが、今年度についてはそういった補助金申請とか新たな事業展開の形の申請はなかったということでしょうか。

農林振興課長

そのとおりでございます。

梶原委員

できたらですね、それこそ若い人たちがこれから新しく農業を始めていかれる方たちのためにもですね、そういう制度があるということをどんどん教えていただいて、有効活用していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

委員長

次に212ページ、農業土木費、浸水対策事業費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

この項については後から出てきます下水道費のところと一緒にということですので、取り下げさせていただきます。

委員長

次に214ページ、林業振興費、荒廃森林調査委託料について永末委員の質疑を許します。

永末委員

214ページ、林業振興費、荒廃森林調査委託料についてお聞きします。まず、こちらの委託先につきましてお願いします。

農林振興課長

委託先は嘉飯山森林組合でございます。

永末委員

こちらの調査の目的はどういったところに置かれてますでしょうか。

農林振興課長

森林には良質な水の供給、それから洪水や土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収などの公益的機能がございしますが、木材価格の低迷などから長期間整備がされずにこれらの機能が低下しているという状況でございます。そこで平成20年4月から導入されました福岡県の森林環境税を使いまして、荒廃森林再生事業として森林の整備を10年間の予定で行うものでございますが、そのための調査を行うものでございます。

永末委員

この調査をされる森林というのは、どういった森林を対象にされているのでしょうか。

農林振興課長

個人の森林でございます。

永末委員

飯塚市内の個人の森林ということによろしいでしょうか。公有林は全く対象外ということによろしいですか。分かりました。こちらのほうの調査を嘉飯山森林組合のほうに委託されて実際10年の計画でということ、今5年目ぐらいに当たるのかなと思うんですけども、実際の調査をされてどういったことがわかったのかというのを報告とか受けているんですか、森林組合のほうから。

農林振興課長

調査それから整備の結果ですね、この報告でございますが、いま私どもが受けておりますのは、先ほど申し上げましたように今まで放置されて手入れがされていなかったことから放置され荒廃した山林の状況の把握が改めてできたということ。それから持ち主の方がすべて把握できてない状況がございましたが、これがきちんと把握されてきたということ。そしてこの事業によりまして山林のほうに目が今まで以上にきちんと行き届くようになったということの報告を受けております。

永末委員

先ほどご答弁でもいただきましたけれども、森林の役割ということで土砂災害、今の雨の降り方とかもちょっとまた変わってきていますので、土砂災害を防ぐという意味合いで森林の役割というのは重要になっていると思いますので、そのあたりをしっかりと保全するという意味で、ぜひこちらのほうの調査を続けていただいて、その調査を受けて大体どのあたりの森林が荒廃しているのかということ、もし出していただけるのであれば、しっかりとそのあたりも住民に分かるような形で出していただければと思いますので、要望としてあげさせていただきます。

委員長

次に214ページ、林業振興費、市有林管理委託料について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

214ページ、市有林管理委託料についてお尋ねをいたします。いま永末委員のほうから荒廃森林については質問がございましたが、これは民有の部分でして、本市における市有林はどのくらいあるのか、地域ごと、それから全体でどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

農林振興課長

市有林の面積につきましては、現在約900ヘクタールでございます。箇所といたしましては、飯塚地区が117カ所、穂波地区が41カ所、筑穂地区が142カ所、庄内地区が71カ所、穎田地区が88カ所で、合計で459カ所でございます。

梶原委員

本市の市有林が有効活用できておるかどうかが、ちょっとわかりませんが、今後ですね、道祖委員も木材建築のほうでいろいろと有効活用していただきたいということを言われておりましたけども、本市でそういうふうな形の、材木として利用価値のあるものというのがどのくらいあるのかはちょっとわからないかもしれませんが、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

農林振興課長

いわゆる間伐材のことであるというふうに思いますが、間伐材は現在、いわゆる切り倒しはしておりますが、具体的にどれぐらいの量があるかということについては把握ができておりません。

梶原委員

これから新しいエネルギーということで活用も、バイオマスというのがあるわけですが、今後その間伐材も有効活用できるようなものにしていただきたいと思えますし、この前ちょっとお話を聞かしていただきましたときに、やはり山林の多いところは有害鳥獣の被害が多いということで、やはり手入れをして人が山に入ればある程度、有害鳥獣の防止策にもなるかと思えますので、民間のほうの県費の補助で森林荒廃の分の間伐等や整備事業はあっておりますけれどもですね、市有林についてもその辺をしっかりといただいて、今後、飯塚市の材木が市場に出回って、皆さん今後新しく家を建てられる方には安く提供できるような形のものにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に218ページ、商工業振興費、企業誘致推進費について吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

219ページ、商工業振興費、企業誘致推進費についてお伺いしたいと思います。これは成果説明書の中に内容説明があります。これに基づいて質問したいと思います。成果説明書の61ページ、企業誘致推進費の成果表で見ます、この表で見ますと22年度から23年度、人件費が大幅に増えていますが、この理由についてお願いします。

企業誘致推進室主幹

平成22年度は名古屋事務所の3年目、最終年度でございまして、その関連経費は別枠の表となっておりますが、23年度は名古屋事務所を閉鎖した関係でそれを本庁分と一括した表といたしましたので、このような形となっております。実際の中身といたしましては兼務ではございましたが、部次長職1名の減となりまして、その分の減額となっております。

吉田委員

引き続きこの表の中で活動指標の中で企業訪問件数が22年度から23年度大きく増えているような数字になっておりますが、それも名古屋事務所の関係でしょうか。

企業誘致推進室主幹

ご指摘のとおり名古屋事務所の関係でございまして。前年度実績30件というのは、あくまでも本庁だけの数字でございまして、一部本庁と名古屋でのダブルの計上もございまして、ちなみに名古屋事務所の企業訪問実績数は22年度、延べ112件でございまして。

吉田委員

この成果表の下段のほうに、成果の欄に企業3社と1団体誘致が上がっていますが、4社の誘致先の雇用人数等がわかればお願いします。

企業誘致推進室主幹

ただいま建物の建設中のところもありまして、まだ確定はいたしておりませんが、現段階で予定数も含めまして3社1団体の新規雇用合計は18人となっております。

吉田委員

続きまして本市における企業誘致にあたっての優遇策があると思いますが、それについて受けるにあたっての雇用人数等の義務づけ等、その辺をお願いします。

企業誘致推進室主幹

本市の企業誘致の優遇策といたしましては、ウエルカムプランとして5年間で最大1億2千万円の企業立地促進補助金がございます。これを受けるための要件は飯塚市民の新規雇用5人、また企業の初期投資を抑える目的で導入いたしております使用貸借特約付分譲制度がございますが、これにつきましては新規雇用10人といたしております。

吉田委員

ただいま説明いただきましたが、他の自治体に負けないようなウエルカムプラン、企業誘致立地対策をお持ちなのに、なぜセールスポイントとして広報周知が少ないのでしょうか。決算書を見ますと219ページ、同じく企業誘致推進費の中で広告料1万2千円と計上があります。せっかくい言われたような優遇策をお持ちなのにこれを広くPRしていくためには1万2千円の広告料ではいかにも不十分だと思います。企業誘致の目的は産業振興と雇用拡大、本市が目指します、住みたいまち住みつけたいまちにするためには、新規企業に来ていただき雇用が生まれ、定住促進にも繋がってまいります。企業誘致を行っていくことは近隣の市町村との戦いでもあり、奪い合いだと思います。少々市の予算をかけても宣伝する必要があると思いますので、今後いろんな検討をされていきますように要望しておきます。

委員長

次に218ページ、商工業振興費、嘉飯桂地域産業振興協議会負担金について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

218ページの商工業振興費、嘉飯桂地域産業振興協議会負担金についてお尋ねをいたします。この協議会についての概要を説明していただきたいと思います。

産学振興課長

本協議会は飯塚市、嘉麻市、桂川町、つまり嘉飯桂地域というふうなところの企業会員相互における情報の交換、交流を図るため、情報発信機能を果たし地域産業の高度化、情報化を促進するとともに地域産業活性化に寄与することを目的に平成6年4月に設立された団体でございます。現在、本市市内の企業会員57、嘉麻市内の企業会員6、桂川町内企業会員1、計64で構成されておまして、その事業活動につきましては国、福岡県、市町村の産業施策の紹介や情報の提供はもとより、情報交流事業といたしまして会員間の相互交流、講演会や各種セミナー、工場見学会などを開催され、また企業の人材育成事業といたしまして産業支援機関等が実施する研修コースの紹介、各講座参加に対する費用助成、パソコン教室の開催などを行っております。特に本市におきましては、産学官共同研究事業といたしまして、近畿大学や九州工業大学との共同研究技術相談等の仲介斡旋、福岡ソフトウエアセンターや飯塚研究開発機構など産業支援機関等との共同研究事業の仲介斡旋、それからインターンシップ推進活動の支援、飯塚地区合同会社説明会の支援、産学官交流研究会、これはニーズ会と申しておりますけど、の共催、併せて行政との深く連携して実施する活動も行われておるといったところでございます。

梶原委員

この負担金の積算根拠はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

産学振興課長

負担金につきましては本協議会事業計画のうち企業会員の人材育成など事業活動に掛かる経費相当額329万2千円を、本市、嘉麻市、桂川町の自治体で負担することといたしまして、国勢調査に基づく人口割30%、経済センサスに基づく事業所割70%を基準といたしまして、

割合に応じて支出するように定めておるところでございます。平成23年度本市決算におきましては、全体額の72%を負担するというふうなこととなっております、238万2千円を支出いたしましたところでございます。

梶原委員

では、この本協議会支援による効果はどのように上がったのか、またどのように見ておられるのか、お尋ねいたします。

産学振興課長

市内に立地する理工系大学、研究機関、産業支援機関などの集積、そしてこういったものを地域の強みを最大限に活かして経済の活性化と新産業の創出を目指す飯塚トライバレー構想を掲げ、産学官連携による産業振興に取り組んでおります本市といたしましては、大学や産業支援機関との関係性において地域の企業参画による連携は必要不可欠でございます。企業のニーズがあればこそ大学や研究機関に対する課題案件も創出可能となっております、その仲介や斡旋を行う団体として果たす役割は大きいと見ております。また産業人の人材育成につきましては、制度を活用した企業会員25社で585人が公的機関が実施する研修を受講されておられます。これは23年度の決算の状況でございます。ちなみに特に飯塚市内では企業21社、318人が受けておられます。また独自に開催されたインターネットの入門コース、エクセル、ワードなどのパソコン教室につきましては24名が受講されており、地域産業の活性化、発展に果たす効果があると見ておるところでございます。

梶原委員

この団体の果たす役割が大きいというのはわかりましたが、効果についてもある程度は出ておるようですけれども、この対象企業がですね、現在の加入されておるのが64ということですね、実質対象になるような団体数はもっとあるんだろうと思います。そんな中で地域の企業数から見ても、やっぱり少ないんじゃないかなと、地域企業の方々にこの負担金をもっと有効に活用していただくためには、本市が産学官連携による産業振興に取り組んでおられることを十分理解していただければならないと思いますが、今後どのような方策が必要と考えられますか、お尋ねいたします。

産学振興課長

本協議会では、地域産業の活性化に寄与する目的の達成のために各種事業を展開されておられますが、現在はそれぞれの助成制度などを広く地域企業の皆さんに活用してもらいたいということ、景気低迷の今日、地域企業のさらなる交流、情報交換等が大切であるということから、昨今特に企業会員の拡大、組織の強化を掲げておられます。ご指摘のとおり本市といたしましても、大変厳しい財政状況の中で捻出しております負担金相当額をさらに有効に活用していただくためには、その波及効果の拡大を求めておまして、これら協議会の取り組みに呼応する形で、例えば私ども産学振興課の職員が日常的に行っております企業訪問の折、あるいは市主催講演会、研究交流会開催時に本協議会のご紹介、会員募集の案内など側面的な支援を進めておるところでございます。また嘉麻市、桂川町の担当課ともよく協議をいたしまして、この側面的な支援に関しましては連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

対象企業の会員数がまだ半数ぐらいということでお聞きをしております。それで、やはり今64という企業で構成されておりますけれども、半数ぐらいでしょうから約130ぐらいはあるのではなからうかと思いますが、これから全社にこの協議会に加入していただいて、地場産業の発展につながるような取り組みをしていただくように要望して終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 11:05

委員会を再開いたします。

218ページ、商工業振興費、企業立地推進補助金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

218ページ、商工業振興費の企業立地促進補助金についてお尋ねをいたします。その概要について説明をお願いします。

産学振興課長

本市では、指定産業の集積及び活性化並びに市民の雇用機会の拡大を図るため、市内に立地した企業あるいは増設や設備投資を行った企業に対しまして、一定要件のもと補助金を交付しようとするもので、平成20年1月から現行要綱に改定して実施しております。新增設等に伴う投下固定資産総額は3千万円以上であること、市民の新規常用雇用が5人以上であることが条件となり、最大で5年間にわたり、総額1億2千万円の補助金を受けることが可能になります。設備投資にかかる投資固定資産総額に対する一定割合金額を5年間にわたって交付する企業立地促進補助金、それから県税である不動産取得税の一定割金額を交付する不動産取得補助金、そして雇用6人目から一人当たり一定額補助する雇用促進補助金、この3つで構成をいたしてありまして、これらの割合等交付限度額につきましては、本市が所有する工業団地内の土地を購入したものであるか、また本市の所有する土地以外の工業団地を購入したものが、もしくは工業団地以外の土地を購入したものであるかというところで違ってまいります。申請後は別途、市議会議員の皆さん4人、そして学識経験者5人、計9人で構成いたします補助金審査会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで交付決定を行っております。

梶原委員

指定産業についてですね、対象事業があると思いますがどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

産学振興課長

日本標準産業分類における製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、梱包業、そして自然科学研究所とこういった8つの産業が対象となっております。

梶原委員

市内の指定産業数はどのくらいあるのか把握してありますか。

産学振興課長

経済センサスによりますと、製造業348社、情報サービス業28社、道路貨物運送業73社、卸売業357社、固定電気通信業1社、自然科学研究所5社の計812社でございます、あと残るは移動電気通信業、梱包業これは市内にはございませんでした。

梶原委員

この指定産業とした理由があると思いますが、それはどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

産学振興課長

地域がその特性、強みを生かしながら企業立地を進める取り組みに対しまして、国が予算措置、税制等で支援する法律として企業立地促進法というものが平成19年に施行されまして、福岡県ではこの法律を積極的に活用するというにいたしまして、地域産業活性化協議会が設立されております。このうえで企業誘致を図っておられるところです。同協議会では、集積する産業を指定して集中した取り組みを行っているため、その後飯塚市においてもこれを参考

にいたしまして、指定産業8種を設定いたしましたところでございます。

梶原委員

それでは今後ですね、今8つの業種で対象となっておりますが、この指定産業の業種についての枠の拡大というのは、今後検討されるのかどうかお尋ねいたします。

産学振興課長

これまでの間、自動車関連企業の誘致など、本市の産業立地にかかる地域特性を考慮して、本市の強みが発揮できるように指定産業を設定してきたところでございますが、国内外の産業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化をしております。今後、バイオテクノロジー関連産業、環境エネルギー関連産業、それから農林関連産業なども視野に入れながら、雇用拡大という観点を目安にして検討する余地はあると考えております。

梶原委員

どんどんですね、業種拡大をしていただくとまたいろんな弊害も出てくるかもしれませんが、雇用機会の拡大というのがですね、大きな目的でもあるわけですから、その分を十分考慮されて今後ますますこの補助金の有効活用ができるように尽力していただきたいと思っていますので、よろしく願いしておきます。

委員長

次に218ページ、同じく商工業振興費、企業立地推進補助金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同じく、企業立地推進補助金です。今大変詳しくご説明がありました。平成23年度の新規雇用、効果がどんなものがあつたのか教えてください。

産学振興課長

潤野工業団地でございます、沢井製菓株式会社九州工場、飯塚工業団地の中でございます同会社の第二九州工場に対しまして、雇用促進補助金を交付しておりますところでございます。補助金交付の対象となる新規常用従業員数は2社で19人、なお補助金の交付については5人を超えた人数が対象となっております。

宮嶋委員

これはどのようなスケジュールで交付を決めていっていかれるのか教えてください。

産学振興課長

当該年度の6月1日を基準日といたしまして、その日までに事業認定申請を企業さんの方から提出してもらいます。その後申請者からは、12月1日以後20日以内に補助金交付申請書を提出していただくことになります。認定申請書、補助金交付申請書が提出された時点で書類審査、現地調査を行い、書類に不備はないかなどの審査を行った後、本市の市議会議員4人、学識経験者5人、計9人で構成していただいております審査会に諮問をいたし、書類審査、現地確認を行っていただいた上で答申を受け決定するというようにいたしております。

宮嶋委員

この書類審査とどういう項目という観点から調査をしてあるのか、お願いします。

産学振興課長

書類それから現地調査も含めまして、投下固定資産総額は3千万円以上であって、市民5人以上を雇用し、市税を滞納していないことが申請の条件ということになっております。投下固定資産の額につきましては、請求書、領収証書、預金通帳等によって確認をいたしております。雇用につきましては、住民票、雇用保険の写しを添付のうえ、雇い入れ時期などを記入してもらいまして、書類審査を行って確認しているところでございます。市税につきましては、納税証明書を添付していただいております。

宮嶋委員

大変厳正な審査が行われているようですけれども、今大変な時期ですので、仕事を広げていくということがなかなか難しい時期ではあるんでしょうけれども、もっともっとたくさんの方が手を挙げていただいた方がいいと思うんですが、どのような案内というか周知徹底をされているのか、お願いします。

産学振興課長

現在は本市市報やホームページに掲載をいたしましております。また国や県、産業支援機関に対しても広報をいたしております。県発行の企業立地案内書に本市の優遇措置として掲載をしておるといふようなこともございます。そのほか当課の日常業務といたしまして、市内企業を訪問する中で随時産業施策の説明を行っておるところです。景気低迷の折、多額の投資を行うことができる企業は多くないのが実情でございますが、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

やっぱり周知するだけでは訪ねて行って、決断というか躊躇してあるところもあると思うんで、そういう訪問する中で説明をしていくということは大変いいことじゃないかなというふうに思いますので、企業が元気になれば飯塚市も元気になりますので、ぜひよろしくをお願いします。

委員長

次に220ページ、商工業振興費、新技術・新製品開発補助金について永末委員の質疑を許します。

永末委員

220ページ、商工業振興費、新技術・新製品開発補助金についてお聞きします。まず、この補助金の交付の目的についてお願いします。

産学振興課長

本補助金は研究開発を行おうとする市内の中小企業に対しまして、研究活動に要する経費の一部について補助金を交付するということによりまして、技術開発力の向上や製品の付加価値を高めることを推進し、もって地域産業の振興を図ろうとするものでございます。

永末委員

ちょっと今ご答弁の中で経費の一部についての補助ということがございましたけれど、全体の事業にこのぐらいかかってというのが、企業さんの方から出されて、その一部を補助されるみたいな形ですか。

産学振興課長

そのとおりです。全体額のおおむね3分の2を補助金として交付するというふうなことにいたしております。

永末委員

全体的な費用の3分の2ということなので、かなり受けられる企業さんからすると助かる補助金ではないかというふうに思うんですが、先日、こちらは外部評価の対象の事務事業としてされたということなんですけれども、評価結果というのをお示しいただけますでしょうか。

産学振興課長

去る10月12日、金曜日の午後に実施されました当該補助金交付事業の評価結果といたしましては、見直しの必要があるという判定が8人、現行どおりという判定が1人という評価をいただきました。見直しの必要があるという判定につきましては、現行補助金交付制度をさらに充実したものに見直すようというご意見をいただいた中での評価であり、まずは本事業にかかる成果の検証が必要である。それから見直しをすべき点につきましては、今後適切な成果

指標を設定することではないかというものでございました。

永末委員

今のご答弁の中で見直しの必要があるという判定が8名の方でされて、ただ見直しの方向性としてさらに充実したものにしようということだったということで、ただそれをするにあたって、適切な成果の指標を設定してくださいという話だったと思うんですけども、そういった評価について今後市として、産学振興課としてどのような形で取り組まれていくのかという部分をお示しく下さい。

産学振興課長

顧みますと、私どもが成果として事務事業評価シートに記載致しましたもののうち、事務事業として実施する妥当性や有効性についての評価は、審査に関わられた委員とほぼ、同じであり、概ね、了と判断しておりますが、指摘のありました成果の検証につきましては、これまでの間、補助金交付の結果、製品化できたものが8件、国等の競争的資金獲得に繋がって更に研究開発が進化したものが4件などといったように定量的な成果を公表するのみでありまして、その効果が実際、どのように具体的に表れているのかなどとする定性的な成果をお示しするには至っておりませんでした。平成12年度から実施しております本補助金交付事業につきましては、これまでの間13年を経過するなかで、例年、採択件数以上の申請がありまして、補助金制度に対する市内企業の期待は高いとみております。新技術や新製品の確立に至るまでの開発行程は大変険しい局面が多いと聞いておりまして、想定以上の期間を要する場合もあり、また、開発の過程において、計画の変更や止む無き事情により完成に至らない事例もみられますので、すべてが高い成果を得ているとは限りませんが、経済産業省や産業支援機関等が支援する競争的資金を獲得して行う研究開発プロジェクト事業に採択されるなど更に進展している例もあり、総じて、将来への可能性、発展性が期待できると確信しております。

今後は、成果指標を適切に設定したうえで、定性的成果というものをどのように表わすのかということが課題となっておりますので、既に採択された企業の追跡調査を行うなかで、認識を深めたいと存じます。

永末委員

今ご答弁にもありましたように、まずは少くない金額を補助されていますので、今回の決算におきましても500万円ということで上がっていますので、確かこれは2つの企業に対して500万円でしたので、一企業に対して250万だと思うんですけども、融資とかも難しい中、こういった金額をですね、受けられるというのは大変助かることではあるかと思うんですけども、ただその分市の負担というふうな形になっていますので、そこに関しましては、実際これだけ負担したからどれだけの成果が上がったという部分は見えるような形にしたいということの方がございます。そういった意味合いで、今おっしゃったような形で定性的な成果をお示ししたいということと言われてましたので、そこに関しまして今までで構わないんですけど、採択事業においてこういった成果があったのかという部分、わかる分で構いませんので示していただきますでしょうか。

産学振興課長

成果といたしましては、製品開発を進めた結果、医療機器認証を取得して市場へ出荷できるようになった医療機器装置を製造する企業、経済産業省の外郭団体であります通称NEEDOというふうに申しておりますけれども、その補助事業として約1700万円の採択を受けて更に研究開発をすすめる、関東の大手企業との間で2千万円以上の取引が成立して省エネ事業を展開することとなった企業などがあり、その後、それぞれが売上を伸ばしております。

また、平成23年度に採択となった企業が行う製品開発につきましては、すでに製品化がなされ、そのひとつは、デジタルカメラを使ったクラウドサービスによる三次元計測システムの

ソフトウェアを開発したもので、将来が有望視されており、引き続き本年度は、本市販路開拓支援補助金としての採択を受け、現在、売り出し中の商品となっています。もうひとつは、経済産業省による産業技術研究開発委託事業の採択を受けて、プラスチックの種類を判別する技術を用い、リサイクルの現場だけでなく広くプラスチック識別に使用できる商品を開発し、全国家電リサイクルプラントへ販売を計画しているものがございます。こういったものが成果として上がっておるということでございます。

永末委員

いま数点、例のほうを示していただきましたけども、成果が上がっているということがよくわかりました。ただ、今後の課題という点で、決算に係る主要な施策の成果説明書の中で示してあったんですが、飯塚研究開発機構が行っている研究開発支援事業と類似している点が多く、採択者が重複していることがあるというふうなことで示してありましたので、その部分に関してはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

産学振興課長

採択者が重複していることもありますが、同時期に同時申請内容で採択されているということではございません。採択事業に対して補助金が2重に交付されているということではございませんので、ご報告を申し上げておきます。例えば、本市の補助金採択を受けて1年間研究開発を行ったものでも、さらに技術的な側面を高めてよりよい内容のものに進展させたいといった採択者の要望に対しましては、次の段階として産業支援機関である公益財団法人飯塚研究開発機構の支援策に応募するように紹介したりしてきました。つまり、成果説明書では身近な例として類似の事業が制度としてあるということを示したものでございます。今回、外部評価審査におきましてその旨ご説明をいたしました。この件につきましては次の研究開発レベルに達するために採択者が支援制度を活用していることもあり、特に問われるということではございませんでした。また、飯塚研究開発機構が実施している支援制度の対象は筑豊地区をその範囲といたしております。市内を対象範囲とする本市の施策は独自の方針で展開しているというもので区別することができるかと考えております。

永末委員

今ご答弁をいただきましたが、まず地区が違うということですかね。市のほうですと飯塚市、研究開発機構のほうですと筑豊エリアを中心として集めているという分では違いがあるという部分と、レベルは違うというか、開発のレベルが違うという部分でこのすみ分けができていたということだったというふうに理解しました。そういったご答弁からしますと、レベルが違うということで初期の開発の部分に関しては市のほうの補助金で、ちょっとレベルが上がれば研究開発機構のほうの補助金でということになってくるかと思うんですが、そうなるとその連携といいますか、しっかり1次のほうで市の補助金で1次のほうでつくられた技術というのをしっかりと研究開発機構のほうと連携して高めていくというか、そういったつながりが必要かと思っておりますので、そのあたりもぜひ検討していただければと思います。最後になりますけども、補助金の交付額というのが年々減少しています。この減少する中で、効果というのは実際上がっていくというふうに考えているのかどうか、そのあたりをお示しいただければと思います。

産学振興課長

補助金交付を実施する経過におきまして、行財政改革推進における補助金の適正な見直しを進めてまいります中で、経費等も勘案し、まずもって本市の補助金で行うべきは基礎研究や試作品の完成を到達レベルというふうにいたしまして、それからさらに研究開発を目指すべきもの、または資質が備わっているもの、見込みがあるというものにつきましては、それ以上の研究開発費用と時間を要するといったこととなりますので、国、県等の行政関係機関と連携、調整を図りながら、例えば競争的資金獲得に向けて取り組みを進めていくといったすみ分けを行

うことといたしております。補助金申請の中には、むしろ少額の補助金でもいいから交付を受けたいというご希望もございます。あくまでもこれは審査会を通してのことでございますけれども、そういったご要望もありますので、金額についてこれによしということではございませんけれども、補助金額のすみ分けを行っているというふうな状況でございます。

永末委員

最後になりますけれども、先ほども申し上げましたが、少なくない金額を補助されています。企業のほうとしても助かっていると思います。実際、融資、通常の民間の金融機関から融資を受けるとなると、なかなか受けられないような経済情勢にありますので、大変成果のある事業だと思います。ただ、飯塚市のほうで補助して育っていった企業というのが飯塚市外に出ていくというふうなことも聞いてますので、そこに関しましてはぜひ飯塚のほうでしっかり定着してもらって、そこで雇用を増やすとかそういったことをしていただければ一番いいですけども、そういったことも難しいということであれば、飯塚発のベンチャー企業という部分をしっかりとこのアピールしていただきたいと思います。

委員長

次に220ページ、商工業振興費、低炭素社会先進技術開発補助金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

220ページの商工業振興費の低炭素社会先進技術開発補助金についてです。大変大きな補助金で2500万円の補助金なんですが、この内容についてご説明をお願いします。

産学振興課長

本事業は近畿大学分子工学研究所所長でいらっしゃいます遠藤 剛教授が保有する先進的な技術を活用いたしまして、飯塚市クリーンセンターから排出される二酸化炭素を分離回収し、これを原材料とした新たな高分子材料の合成と応用に関する研究開発を行う産学連携組織に対しまして補助金を交付し、新しい機能性材料の開発と事業化を促進するというものであります。平成23年度10月から遠藤 剛教授をプロジェクトリーダーとする産学連携研究組織による「二酸化炭素を出発原料とする新しい機能性材料の開発と展開」ということに関しまして実証事業が行われました結果、一定の成果が得られたということでございます。なお、本事業の実施につきましては「知の地域づくり事業」といたしまして国の地域活性化交付金を活用させていただき、補助金額の上限を2500万円というふうに予算措置をいたしまして、交付させていただいたところでございます。

宮嶋委員

平成23年の10月から始まったということですけども、一定のもう成果が得られたというふうにおっしゃっておりますが、なかなか話が難しく、具体的にどういうふうなものなのか、教えてください。

産学振興課長

成果は2つ得られております。成果の1つは、飯塚市クリーンセンターで排出されるガスから水分等を分離し、高濃度の二酸化炭素を回収することに成功したということでございます。2つ目は、近畿大学分子工学研究所に設置した装置におきまして、その回収した二酸化炭素を利用して機能性樹脂の原料となるカーボネートモノマーというものでございますけど、プラスチックの原料の基本となるものというふうにお考えいただいていると思いますが、こういったものが得られたということでございます。今後はこれを利用いたしまして接着剤あるいは塗料としての工業化が期待されるといったところでございます。

宮嶋委員

とてもすてきな発明だと思うんですが、じゃあこれは近畿大学のほうの研究所で研究されて、

これを飯塚市の企業で実用化とか、そういう運びにはなるんでしょうか。

産学振興課長

本市は共同研究組織の各社との間に研究協力に関する覚書というものを締結いたしております。その覚書の中で研究成果の還元を尊重すると明示していただいております。また今後、研究成果を活用して事業化を行うという場合も継続して本市での実施が可能であるかどうかを検討するというにいたしております。この事業化が進む際に、本市で実現ができるよう努めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

なかなかすてきなことだと思んですが、もともとが地域活性化交付金という名前がついておりますので、せっかく飯塚、行政も関わられたし、飯塚にある大学で研究されたということですから、ぜひともその方向で行っていただきたいんですが、受け入れる会社っていうのがどうしても限られてくるのではないかなと、新しいことですからね。その辺が本当にできるのかどうか。そうでないと、地域活性化交付金っていうのを使った意味がなくなるのではないかなと思いますが、この交付金の活用に関しては適当であるというふうに思っておりますか。

産学振興課長

ご案内のように、本交付金は対象事業である3分野、地方消費者行政、弱者対策・自立支援、そして知の地域づくりといったもので構成されておまして、その知の地域づくりというものに該当いたしております。具体的には、産学連携組織による研究開発に対する支援を想定したものでございます。飯塚市では新産業創出ビジョンであるe-ZUKAトライバレー構想の第2ステージにおきまして定める施策の1つとして、ビジネスモデル構築のための案件創出と企業誘致を掲げておまして、取り組みを進めているところでございます。また、本市の最大の強みである大学との連携による市場創出につながる課題について、大学の技術を核とした産学官連携による戦略プロジェクトを創出し、飯塚の地を実証実験フィールドとして活用することで、人材の集積や企業誘致を推進していくことを目指しております。本交付金の活用は適当であると判断いたしております。

宮嶋委員

大変いい交付金だというふうに思いますけれども、じゃあ、これから産学連携だというようなことを言われておりましたが、これからどういうふうな方向で行かれるのか、その辺をお願いします。

産学振興課長

今後は得られました成果をもとに環境負荷の低い機能性材料の開発展開による新たな市場の創出に向けた取り組みについて、当該組織、これは続いておりますので、継続した研究開発を進めていくということにしております。なお、研究協力に関する覚書の締結期間でございますが、平成23年10月3日から平成29年3月31日までの約5年半となりますが、本市並びに共同研究組織の各社全てから延長希望があれば、期間を定めた上でさらに延長できるというものにいたしております。

宮嶋委員

そのときの新聞報道があるんですが、この中で二酸化炭素の分離回収について古賀市の会社だとか、大阪市に本社を置く会社だとかいう名前があがってきておりましたが、結局そういう会社のほうにいつてしまうという懸念があるんですが、こういう所が飯塚市のほうに新たに工場をつくるとか、何かそういうふうな展望とか、そういうふうなものはあるんですか。

産学振興課長

産学連携研究組織の構成についてでございますけれども、これについては二酸化炭素の分離回収につきましては、先ほども申されました古賀市の株式会社西部技研、高分子材料の合成に

つきましては近大の分子工学研究所と大阪市に本社を置きます、和光純薬工業株式会社でございます、こういった大学、研究機関、企業で構成するということになっております。いま研究の途にありますので、早晚、これにつきまして事業化ができるといった状況にはまだ現在ございませんけれども、この延長線上に当然、起業化がなされるというふうなことを想定いたしております。今の研究母体であるそれぞれの企業がそのまま起業化なされるかどうかということはまだはっきりはいたしておりません。

宮嶋委員

今は研究段階で連携して研究が行われているということです。しかし、最初に言いましたように、やっぱり最初から飯塚市が関わって補助金も取ってやっているわけですから、ぜひ相手は企業でありますし、そういう技術を持った会社が飯塚にはないのだろうというふうに思いますので、なかなか難しいとは思いますが、こういう研究する中で、やはり飯塚市に会社を持ってくるという約束を取りつけるというのであれば、そういう方向でぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産学振興課長

こういった企業に補助金を出すということではなくて、現在は産学連携の研究組織に対して補助金を出したということでございます。こういった例は日本全国かなり国県レベルでは行われておるといふようなことございまして、当然企業の立地というもの、そして誘致というものを目指しておりますので、私どもといたしましては、こういった研究が進んで、さらには飯塚の地でこういうふうな工業化、商業化が図っていただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長

次に222ページ、観光費、飯塚観光協会補助金について八児委員の質疑を許します。

八児委員

222ページ、観光費でございます。飯塚観光協会の補助金についてお伺いをいたします。1599万円の補助金の支出がしてありますが、観光協会からどのような団体、イベント等へ支出をされているのか、お伺いをいたします。

商工観光課長

支出先の内訳ということでございますが、団体としましては、どんたく宿場まつり協賛会、飯塚山笠振興会、飯塚及び穂波の花火大会実行委員会、筑前いづか雛のまつりの実行委員会などがございます。またイベントとしましては、大将陣桜まつり、先ほど言いました山笠、花火大会、どんたく宿場まつり、筑前いづか雛のまつり等に支出しております。そのほかで観光ボランティアガイドの育成費用や観光企画事業費及び観光協会の事業運営費となっております。

八児委員

それでは毎年度観光協会に補助金を支出していただいておりますが、いろいろなイベントが行われていることは承知をしておりますが、それぞれの祭りやイベントにおける観光客の推移は過去3年間どのような状況になっているのか。また、主な施設やイベント等で構わないので幾つか紹介をお願いいたします。

商工観光課長

主な施設やイベントの観光客の推移ということでございます。旧伊藤伝右衛門邸の入場者は、平成21年度が8万4424人、平成22年度が6万6840人、平成23年度が7万9545人となっております。そのほかに飯塚山笠が大体5万人から5万2千人前後、飯塚納涼花火大会につきましては例年9万人前後の観光客がお見えになっております。

八児委員

今お聞きいたしましたけれども、実績成果表を見ますと、やはりじり貧でずっと観光入客数が減ってきている状況でございます。昨年は東日本大震災があって、大変こういうイベント等については日本全国自粛ムードが漂ってあったと思いますけれども、本年度はいろんな形でイベント等がにぎわっております。昨日ですかね、どんたくも大変にぎわったと思いますけれども、このような今の状況、飯塚市の状況について少し、どのような状況かお聞かせ願いたいと思います。

商工観光課長

本年度につきましては、長崎街道筑前六宿開通400年という記念事業等も実施しておりますので、たくさんの団体等の協力も得ながら、いろんなイベント、60から70近いイベントを開催しておるところでございます。今後につきましてもそうしたイベント、民間等のやっているイベント等も連携、タイアップしながら、また広域のイベント等もいろいろ企画しながらやってまいりたいと考えております。

八児委員

ご答弁いただきましたように、飯塚市としては、私はいろんな観光資源ですね、旧伊藤伝右衛門邸の公開、筑前いづか雛のまつり、飯塚山笠、飯塚及び穂波の花火大会、大将陣桜まつり、筑穂・庄内・穎田の産業まつりなど今後も観光及び産業の振興に一層取り組んでいかれると考えておりますけれども、先ほど述べました以外にも、やはり筑穂の内野宿や穎田の旧松喜醤油屋と、また周辺環境の整備をすればさらに多くの観光客が飯塚市においでいただけるのではないかと、そのような資源があるというところを考えておるところでございますので、今後とも観光協会の補助金は、お金だけじゃなくして、今後も積極的に観光行政に取り組んでいただけるようお願いして終わります。

委員長

では次に224ページ、観光費、観光施設整備費について永末委員の質疑を許します。

永末委員

224ページ、観光費、観光施設整備費について質問させていただきます。こちらの観光施設整備費の具体的な内容について教えてください。

商工観光課長

筑豊ハイツテニスコート改修工事測量委託につきましては、決算書にありますとおり91万3500円となっております。筑豊ハイツのテニスコートの改修工事につきましては、平成23年度、24年度の2カ年事業で実施しております。平成23年度は決算書のとおり3765万5950円。平成24年度は4457万4800円となっております。2カ年合計で8223万7500円の整備費となっております。主な整備内容につきましては、テニスコートの電気設備工事、表層工事、応急フェンス工事、側溝等の工事となっております。平成24年5月に開催されました飯塚国際車いすテニス大会開催に間に合わせるために、平成23年11月30日に着工しまして、平成24年4月27日に竣工しております。

永末委員

いま言われました改修工事につきまして、2年間で合計8200万円ほどということなんですけれども、この費用というのは市独自の費用ですか。

商工観光課長

この費用につきましては、合併特例債を活用して事業費としております。

永末委員

改修したテニスコートの特徴についてお願いします。

商工観光課長

テニスコートの特徴としましては、コート間隔の国際規格のため4面から3面にしております。

す。また、プレー中断防止のための防球ネットの設置、飯塚ジャパンのロゴマークの設置、それと国際的に信頼性の高いITF国際テニス連盟認証品のコート表層材を使用しております。コートは特殊な構造により適度な柔軟性がありまして、表面の反射、まぶしさを軽減されております。また、USオープン、2008年の北京オリンピック、2004年のアテネオリンピックのコートと同じ仕様となっております。

永末委員

合併特例債を費用として、これだけ立派な施設を造られたということですが、最後になりますけど2点お答えください。まず、この飯塚国際車いすテニス大会に関しては韓国のほうでも誘致の活動の方を国を挙げてやっているというふうに聞いています。それに対して今後、飯塚市としてどのような意気込みで取り組んでいかれるのかという部分がまず1点、もう1点はこの会場の周りの隣接している筑豊緑地を含めた、この活用促進についてどのようなふうに考えているのか。その2点についてお答えください。

商工観光課長

国際車いすテニス大会につきましては韓国のほうでもいろいろ頑張っておられるということでございます。飯塚としましては、ボランティア団体等を中心としながら、実行委員会で行っておりますので、そうした面も含めて飯塚のよいところを打ち出し、また、こういうテニスコート等の整備、現在県につきましてもテニスコート等の整備をいただいておりますので、県、市民の方々と協力しながら、この飯塚国際車いすテニス大会をより良いものにつくり上げて育てていきたいと考えています。また、筑豊ハイツにつきましては収容人数64人の宿泊施設でございます。あと天然温泉、レストラン、研修所、宴会場も完備しており、年間約13万人が利用しております。また、筑豊緑地につきましては年間約50万人から利用されておまして、筑豊地区でも最も利用者の多い複合施設となっております。筑豊ハイツでは現在テニスやサッカーなどのスポーツ合宿プランや研修プラン等を設けまして、市内はもちろん市外から誘客するためにPR活動、営業等も行っております。今後とも、飯塚国際車いすテニス大会会場のPRはもちろんのことながら、筑豊緑地との連携、活用につきまして県とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

松本委員

2点お尋ねをいたします。今、永末委員の方からお話ございました筑豊ハイツ、筑豊緑地、テニスコートもきれいになりましてですね、周辺の整備ができたかと思えます。私も筑豊ハイツになりまして、自宅でなにかあるときにはハイツを使おうというようなことで利用するんですが、脱衣室、お風呂のですね、今、13万人というふうに聞いたかと思うんですが、「友子さんあの脱衣室はどうかね」と連れていったメンバーから言われました。大変周辺は整備が出来て、温泉もあるのでぜひ入って下さいと私どもも宣伝をするんですが、その辺は多分ね、実状は把握されていると思うんですが、どうなんでしょうか、その辺は。

商工観光課長

脱衣室ということでございます。日帰りの入浴をされるというお客様方も1万人から2万人ほど入浴をされております。ハイツのほうでもいろんなお客様に対してアンケート等の調査をしながら改善点とか、こういう要望があったらとかいうふうなところの声を聞かれているようなアンケートもされていると聞いております。そういうのも含めまして改善するべきところは早期に改善をしていただけるように、市のほうといたしましても指定管理者になっております財団のほうにつきましている、今の情報も含めてですね、提供しながら改善に努めてまいりたいと考えております。

松本委員

ぜひですね、来てください、来てください、利用してくださいばかり言われてもですね、行ったら傘を差して入っとかないかんというような、その露天風呂ならいいかもしれません。でも、そうでないところがそのような状況で、温泉がありますから入ってくださいというにはあまりにお粗末過ぎるというふうに思うんですが、やはり来ていただくにはそれだけの環境整備というのを、ぜひやっていただかないといけないのではないかなということ、強くお願いをしておきます。続けてよろしいですか。それからすいません。先ほどから産学振興課、熱い想いを語っていただいて、私どもも飯塚市の中小企業さんには本当に頑張ってもらいたいなということで、市もいろいろお金のない中で融資制度だとか立地推進だとかいうことでやっていると思いますが、10月10日の新聞に、これは各社に載っておるようですが、雇用安定助成金2622万円不正受給、飯塚市の工場というふうな新聞記事が出ておるかと思いますが、これはおわかりでしょうか。

産学振興課長

いま委員のおっしゃいました新聞記事については、確認をいたしておるところでございます。

松本委員

先ほどから中小企業についてもいろいろ支援をしているんですが、こういう飯塚市の工場ということでですね、これは実際に働いた従業員を休んだようにして受給をしたとか、従業員が教育訓練を実施したように見せかけて、そうしてないのにそのような受給を2600万円やったと、で飯塚市の工場ということが出ています。これは返済をすることになっているんですね。見つかったら返せばいいのかという論理になるのかと思いますが、そのようなことではいかんのかなというふうに思うんですが、ほかに融資だとかいろんな部分で飯塚市が携わった部分があるのかなのか、お尋ねいたします。

経済部長

ただいま委員ご指摘の企業につきましては、飯塚市内の福岡県が整備しました工業団地のほうに立地をされている自動車関連の製造業を営んでいる企業さんでございます。新聞報道されました補助金につきましては、厚生労働省所管のリーマンショック後の、いわゆる仕事が激減した状況の中で従業員の雇用を維持するための臨時対策として設けられました雇用調整助成金でございます。この用途について、いま委員ご指摘のとおり、いわゆる休業保障として通常の7割ほどを従業員の方に支給するわけですが、仕事がない状況ですから、いわゆるその仕事をされずに自宅待機、それから研修等をされる際に交付される補助金であります。これが不正に受給されていたということでございまして、この企業につきましては別途飯塚市に進出していただいた折に、先ほどからご質問の出ております本市の企業立地促進補助金、これは要綱に基づいて固定資産税相当額を3年間補助したという実績はございます。でありますから別途の補助金としてはですね、そうした市の補助金、それから福岡県の立地に関する補助金が支給されております。しかし今回の不正受給に関しましては、いわゆる私ども、それから県の出しております企業の立地費に対する雇用を創出するためのインセンティブであるとか、そういった補助の内容と全く異なる次元での不正受給でありますので、私ども飯塚市それから福岡県に関しましても補助金いわゆるペナルティーは一切科さないということにいたしております。しかしながらも、こうした制度を悪用したという事実には間違いございませんので、飯塚市といたしましても今後こういった不正受給のないように適正な補助金の活用をしていただきたいということについてはきつく申し入れをいたしております。

松本委員

いま部長言われましたけれども、やはりこういう中小企業のいろいろな融資なり、その補助金をもらうにあたってはですね、こういう不正があった場合には、当然ペナルティーというも

のが、私は科せられて当然であろうというふうに思っています。これを返せばいいから返しますよ、全額返しますよと、しかしこっこのほうの融資は受けますよとか、この補助金はもらいますよとか、そういうふうな理論には私はならないんじゃないかなというふうに思います。飯塚市が企業誘致にいろんな努力をしてみても企業さん自体がいろんなそういう融資だとか、立地推進だとか、いろんなことを受けたにもかかわらずその雇用のそういう部分では大変苦しい部分ではあるかと思いますが、苦しいからといってこつこつ頑張っている企業さんのほうが多いわけですよ。そうしますとね、やっぱり飯塚市としても今後こういうことはしてもらったら困るということは当然言われるかと思いますが、やっぱりそれについては何らかのペナルティーをかけるのが、私は普通のことではないかなと思うんです。中小企業の融資にしたって随分な資料を出して、私どもも議会視察に行ったりですね、見せてもらって、手段をとってやっているわけですから、こういう不正について県もしない、市もしませんと言われたかと思うんですが、それについてはいささか問題ではないかなという気がするんですが、どうなんでしょうか。

経済部長

この厚生労働省の雇用調整助成金という補助金に関しましては、先ほどもちょっと触れましたが、リーマンショック等の経済不況によりまして中小企業の皆さんの仕事が非常に激減したということでありまして、これを補完するための制度として創設されたものであります。それでこの補助金を受けてある企業さんは非常にたくさんおられます。そういった中でこういった不正受給の例が非常に頻繁に見られるようになったということで、昨年11月、厚生労働省のほうがいわゆるペナルティーを強化するということから、こうした不正受給があった際には社名、それから事業所名等を公表しますよということに踏み切った次第であります。でありまして、その後のそうしたペナルティーによって今回事業所名等が公表されるようになったということでもあります。でありますから、それまで従前はそういった事業名の公表などあってなかったわけです。それが今回、そうした制度のいわゆる厳罰化と言いますか、そういったことによって、処罰については受けているということになります。それで委員ご指摘のですね、当然悪いことをしたわけであるからペナルティーは何らか科すべきではないかと、何らかの方法でですね、というご意見であろうかというふうに思いますが、このやはり中小企業の非常に厳しい折、何らかの処罰を与えるということによりまして雇用の安定というか、雇用の状況を阻害するということにもなるやもしれません。でありますから、ルールに間違った行為をした補助金に関しましては、全額国庫のほうに返還をされておりますので、私どもであるとか、福岡県が出しました補助金につきましては、既に私どもも監査も終わっておりますし、検査も終わっております。福岡県の方もそうであります。適正に処理がされ、履行がされているというふうに確認をいたしておりますので、そういった補助金まで返還を求めるということについては、いかがなものかという判断でございます。

松本委員

いやいや、今の考え方、部長は言われますけれども、私は部長の考え方のほうがいかがなものかというふうに思います。中小企業さんが大変ということも理解をしています。理解をすることこそ、そういう支援もしましょうということで、市もやっているわけですよ、お金のない中ですね。でも、それを不正なこととしてやっておられるわけですから、何らかが私はあってしかりかなというふうな思いがあります。その企業さんだけを何かいじめるとか、そういうことではないんですよ。でも、まじめにやっておられるたくさんの企業さんが雇用の、その今の融資を受けている、助成を受けていると言われますが、それはみんなそんなふうには不正なことで受けておられるというふうには、私は理解をしておりません。それで、みんながそんな不正をしているのに1社だけ見つかって、そこだけというのはおかしいやないかと、それは逆

の発想ですね、とったから返せばいいという発想では、私はいけないと。ましてその中小企業という今後地場でやっぱり頑張ってもらおうという、私どもの思いがあるわけですから、その熱い思いを逆手にとっての不正というふうには私には見えませんのでね、そこら辺は今後、皆さん方がどのように企業さんに指導をしていただくのかも含めてですね、やっぱりちゃんとやっていただかないと、先ほどから熱い思いをいろいろ言われますが、飯塚市の工場ではこういう不正があっているんだよと新聞に載っているんですよ、ちゃんと。それはもちろん社名も出ています。それがペナルティーというふうには私は理解いたしません。しにくいというふうに思います。それで、今後やはりいろんな部分でそのような不正がないように、ないようにといても次から次からそういうことが出てくるのかもしれない。そのときにやっぱり何らかのペナルティーというのは、私は科せられるべきというふうに思いますので、ぜひその部分も含めてですね、やっていただきたい。私どものそういった思いを理解してもらって企業さんでないと困るわけですよ。来てください、来てくださいとお願いしているわけでしょうから、何でもいいというふうなことには、私はならないというふうに思っていますので、その辺のところは十二分に考えて指導方をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから第5款 労働費、第6款 農林水産費及び第7款 商工費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 12:13

再開 13:15

委員会を再開いたします。

次に、第8款 土木費及び第9款 消防費、224ページから245ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております226ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

226ページ、土木総務費の住宅リフォーム補助金についてお尋ねをいたします。たくさんの皆さんから要望が出まして、昨年の平成23年度、住宅リフォーム補助金が1千万円でスタートいたしました。この1年間の実績、資料73ページにつけていただいておりますが、この実績についてお尋ねをいたします。

建築住宅課長

平成23年度の実績でございますが、申請件数が124件、工事金額といたしましては1億5002万4786円となっております。工事の内訳といたしましては、バリアフリー工事が18件、省エネ工事が18件、耐震工事が1件、耐久性工事が87件という内訳でございます。4月に受付を開始いたしまして、9月で終了をしております。

宮嶋委員

ありがとうございます。この結果を見まして、補助金はもともと1千万円、本当は使い切ったはずだったけど、後から取り消しがあったということで980万円ということですが、1千万円の補助金に対して1億5千万円ということで行けば、15倍の経済効果があったというふうに考えられるんですが、補助金の目的は達成されているんじゃないかなと思っておりますが、その辺の見解とか認識をお願いいたします。

建築住宅課長

委員が言われますように、1億5千万円分の仕事が地元の中小、零細企業、また個人事業者

の皆さんでできたということは、本制度の目的であります地域経済の活性化はもとより、今後も現に飯塚市に居住してある方の転出抑制にもつながっていくのではないかと考えておるところでございます。

宮嶋委員

本当にたくさんの方に喜ばれまして、いろんな方から喜びの声を私も聞いております。ちょうどその導入されたときが昨年の震災の後で計画していたけれども、材料が入らなくて断念したというような経過もあったり、いろいろあってやっと工事にこじつめたということで、もうあんまりお金もないし、どうしようかなと思って躊躇されていた人がですね、やっぱり改修をやるということでもとても快適に暮らせてますよということなんです。担当課のほうでは利用された方の、住宅を改修されたという方たちの声とかいうのはあんまり上がってこないかなと思いますが、これで仕事をされた業者の方とか、そういう方からの何かそういう反応というか、そういうものを聞かれておりましたら、教えていただきたいんですが。

建築住宅課長

昨年の事業を踏まえまして、今年度リフォームされる方、それから業者の方からですね、アンケートをお取りいたしました。その中で、やはり地域の活性化、業者の方にすれば地域の活性化を実感しているというようなことが大体90%ぐらいありますし、この制度によって見積もりや工事依頼がふえたというのが約40%、それから売り上げがふえた、そして新規の顧客がふえた、また市内の他の業者の方から仕事が回ってきたというのもありまして、それから自分の会社とかそういう仕事をしているということを知ってもらおうきっかけになったということで、制度を続けてほしいというようなアンケートの結果が出ております。

宮嶋委員

大変喜ばれる制度だというふうに担当課のほうでも実感してあるということですので、今後もぜひ続けていっていただきたいということで、今年度ももう予算化されてすぐさまなくなったということで補正がされたということですが、今後も今の状況がどんなで今後また補充されるようなつもりがあるのかどうか、お聞きします。

宮嶋委員

昨年は9月の時点で予算を使い切りまして、今年度は申請件数も多く、だいたい6月時点で終了した状況になりました。このことは地域の経済活動にいい影響を与えていると思われるので、また関連企業の好調を持続させる観点と昨年並みの補助金活用期間を確保するために1千万円を追加措置して制度の継続をいたしました。今年度は今回の補充で最後でございます。

宮嶋委員

業者の方ですね、本当に仕事がなくてということで顔を合わせたら、どっかに仕事ないでしょうかねっていうのがあれだったんですけど、そういう意味では少し息を吹き返したというようなことですよ。今年度はこの1千万円プラス1千万円で打ち止めということですけども、来年度以降の展望というか、どんなふうになっていますか。

建築住宅課長

平成23年度のリフォーム補助金につきましては国の補助がございましたが、今年度から補助ではなく単費での補助制度になりまして、厳しい財政状況の中、追加措置をしていただきまして実施をいたしました。限られた予算になると思われますので、現状では来年度は制度の継続を予定しておりますが、来年度以降の継続につきましては現在のところ決定はしておりません。

宮嶋委員

来年度というのは、平成25年度はやるということですかね。最初に言われたようにですね、1.5倍の効果が上がったわけです。やっぱり補助金を出して1.5倍効果があるということは、

やっぱり皆さんも何かのときに言いましたけども収入が入ってきたから貯金をしようという段階ではない方がいっぱいいらっしゃるんですね。それで、それは消費に回されるということで、飯塚市の税金のほうにもいくばかりかは入ってくるような状況になると思いますので、本当に生きたお金を使うということでこの補助金制度をぜひとも拡充して続けていただきたいと思いますということを要望して、終わります。

委員長

次に236ページ、公園費、花いっぱい推進事業費について吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

237ページ、公園管理費の花いっぱい推進事業費について、ご質問したいと思います。まず、花いっぱい推進事業費の内容、内訳を教えてください。

都市計画課長

内容につきましては、消耗品費等につきましては花いっぱい推進協議会の会員の皆さまがボランティアで公園、公民館、沿道など公共花壇等を花で飾り、まちの景観向上を図る活動を行っていただいております。その花苗と種子及び資材の購入費となっております。それと花いっぱい推進協議会補助金につきましては、協議会の活動費となっております。

吉田委員

続きまして、花いっぱい活動の運動について団体数等を教えていただけますでしょうか。

都市計画課長

飯塚市花いっぱい推進協議会の会員といたしましては、自治会、老人クラブ、企業、各種団体、小中学校など、現在の登録団体数は161団体となっております。

吉田委員

地域の美化活動にご尽力されている老人会や自治会等のボランティア活動について、質問いたします。地域の公民館や集会所、公共花壇を管理されている1つの団体は何名程度で運営されているか、わかりましたらお願いします。

都市計画課長

花いっぱい推進協議会の会員名簿におきましては、団体の代表者の方については把握しております。それぞれの団体の人数につきましては、団体の中で会員さんの入れ替え等が行われておりますので、実際の人数等については現在把握しておりません。

吉田委員

それでは、先ほど団体登録数161団体ということでしたけど、実際の活動団体数については把握されていますでしょうか。

都市計画課長

ことしの6月に花苗の配布をいたしております。そのときの団体数は117団体でございます。全体の登録団体数が161団体でございますので、約7割の団体が活動されているということでございます。

吉田委員

ただいま話にありました花苗の配布時期、方法等について、どのようになっているか、教えてください。

都市計画課長

花苗の配布時期につきましては、6月と11月の年2回、配布を行っております。全会員の皆さまへ配布時期の3カ月から4カ月前に花苗の配布案内の通知を送付いたしまして、配布数を確認しております。原則、申し込みの数を配布するようにしておりますが、花壇の面積などにより配布の数等も調整をするようにしております。また、配布日程につきましては再度通知をいたしまして、配布については市役所の軽トラックを2台活用いたしまして、おおむね5日

間程度で各団体へ配布をしております。

吉田委員

花いっぱい推進活動における今後の課題について、どのようにお考えでしょうか。

都市計画課長

水やりなど、管理上の苦勞が当然ございます。それとあわせて、活動していただきます担い手不足、高齢化によります活動量の減少も課題であると認識をしております。

吉田委員

その他、地元住民の協力や後継者の育成を図ることも重要であると思います。地域の美化活動、景観向上を目指す市民の無償のボランティア活動につきましては、行政も最善の協力を果たすことが必要だと思います。高齢化が進み運搬車両も準備できない団体や担い手の少ない団体に対しましては、今後も継続的に花壇までの花苗を配布するなど、協働のまちづくりの推進を引き続きお願いしたいと思います。

委員長

次に236ページ、下水道費、浸水対策事業費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

236ページの下水道費、浸水対策事業費について浸水対策事業はいろんなところに出てくるんですが、ここでまとめてということで。平成23年度で実施されました浸水対策事業、この内容を教えてください。

土木建設課長

市内全域の浸水被害軽減を目的に、平成22年度に策定しました飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、各ポンプ場新設や調整池新設及び水路改修の調査測量設計委託及び各所浸水対策工事を平成23年度より実施しております。

宮嶋委員

浸水対策事業の進捗状況についてお尋ねします。

土木建設課長

浸水対策事業を実施していくため、平成23年度につきましては事業初年度であり、調査設計等の業務委託10事業、16業務、6616万3550円を執行し、また、早急に実施可能な水路の改修等の軽微な各所浸水対策工事につきましては32箇所で9413万9850円を執行しており、基本計画の短期計画からしますと約2%の進捗率であります。

宮嶋委員

成果説明書の中で進捗率2%っていうのを見て私びっくりしてちょっとお聞きしたんですけども、まだ本格的な工事には入っていないということでこういう状況になっているのだというような説明だったと思うんですが、今後どのような予定になっているのかお尋ねします。

土木建設課長

平成24年度につきましても基本計画に則り業務委託を実施すると共に、早急に取り組める工事箇所につきましては事業を実施しているところであります。

平成25年度以降につきましても事業の進捗を図り、集中豪雨に伴います市民の皆さまの不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

進捗率でいくとその24年度がどのくらいとか25年度がどのくらいとかいう目標はあるんですかね。

土木建設課長

あくまでも予定でございますが24年度につきましては16%、25年度につきましては24%、26年度につきましては28%、27年度につきましては30%で、以上5カ年で10

0%と考えております。

宮嶋委員

ありがとうございます。そのくらいしか進まないのかなと思ったら足していくんですね、これね。ことし24年度はまだ飯塚の場合はあんまり大きな被害がなくて皆さん本当に安心されたと思いますけれども、できるだけ早くやっつけていかないと来年またいつどういうふうになるかわかりませんので、ぜひ頑張っていたきたいというのとやっぱり工事ができることで、仕事づくり、雇用がふえる、税収もふえますので、ぜひその辺を観点に頑張ってください。よろしくをお願いします。

土木建設課長

5カ年のパーセントを説明しましたが、あれはあくまでも短期計画についての説明でございます。どうも失礼しました。

宮嶋委員

次に242ページ、消防施設費、消防施設設備費4540万3千円について吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

243ページの消防施設整備費について伺います。消防設備費の内容について教えてください。

総務課長

この消防施設整備費として支出した内容でございますけれども、まず飯塚方面隊第8分団坂の下分隊の消防詰所これの建て替え費用、それから菰田分隊、それから穂波方面隊第5分隊に関わります消防ポンプ車2台の買い替え費用、及び消火栓の布設替工事分に伴います上下水道局への負担費用等ございまして、合わせまして4540万3912円となっているものでございます。

吉田委員

その中で飯塚市全体ですけれど消防団の詰所やポンプ車両について、当市においてどのくらいの台数が配備されているのか教えてください。

総務課長

飯塚市消防団の組織といたしましては26分団ございますが、市が所有し、管理をおこなっている分団及び分隊詰所といたしましては、36施設でございます。また消防活動を行う装備といたしまして、消防ポンプ車が全部で34台、そのうち11台は4WD車でございます。それから可搬式ポンプ装備の軽トラが2台、それから可搬式ポンプが20台、その他指揮車両1台となっております。

吉田委員

だだいまの説明の中で、その中で浸水被害が想定されている場所についての消防団の詰所等があるところがありましたら教えてください。

総務課長

遠賀川などの国管理河川や県管理河川の決壊等が起こった場合の浸水想定箇所に建設されております施設は、国、県からの情報により作成しましたハザードマップにおいて確認をいたしましたところ、1メートル以上の浸水想定箇所に該当する施設が11施設となっております。また平成15年、21年、22年度の水害時において詰所の周囲または詰所本体が浸水した施設は13施設となっております。そのほか土砂災害のおそれのある場所、いわゆる土砂災害警戒区域に建てております施設が1カ所となっております。

吉田委員

風水害に対する活動支障がある場所に施設が設置されてありますが、今後被害が及ばない場

所への移転等は考えられていますか。

総務課長

消防団詰所の位置は主に火災に対応をするために建設されておりまして、これまでは他の自然災害での対応については考慮をされていなかったと考えられます。現在老朽化に伴います消防団詰所の建て替えを順次実施しておりますけれども、風水害等による災害危険箇所からの移転につきましても、この建設場所選定基準の中に含めておるところでございます。ただし、どうしても浸水被害想定箇所地域内では建設する場所がない場合も想定されますが、その場合は消防団の活動に支障のない措置を考えて建設を行いたいと考えております。なお、水害時におきましては市が災害対策本部体制を設置した時点で、消防ポンプ車などによります広報活動や災害警戒区域の巡回などを行っておりますことから、装備への直接の被害はないものと思われれます。

吉田委員

しかしですね、総務省消防庁の消防団活動内容について明記されておりますように、読み上げますが消防団の活動は消火活動だけではありません。消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織に基づきそれぞれの市町村に設置する消防機関、地域における防災のリーダーとして平常時、非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を果たすことを消防団は担っておりますと書いてあります。このこととさらに近年の自然環境の状況は、地球温暖化により、以前と違い集中的にピンポイントで雨をもたらすゲリラ豪雨の水害や土砂災害も深刻化しております。施設についても浸水箇所や土砂災害区域にあたる場所は理想的な設置場所とは言えないでしょう。車についても広報活動や災害区域の巡回を行うため直接の被害はないと言われましたが、そのような災害地域でこそ悪路についても浸水箇所についてもあるんじゃないでしょうか。今後この点を踏まえ、車両の配備、詰所の設置を十分検討されていくように要望しておきます。

委員長

次に244ページ、災害対策費、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

244ページ、災害対策費、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金についてお尋ねをいたします。この助成金の内容はどのようなものかお尋ねいたします。

総務課長

この助成金の内容でございますが、福岡県が東日本大震災を踏まえ、地域防災力を強化するために23年度の単年度の事業として創設したものでございます。具体的には、避難誘導や情報伝達などの地域防災の担い手となる自主防災組織の育成を強化するために、自主防災組織の設立や活動強化に要しました経費について、原則400万円を上限といたしまして助成金を交付するという内容のもので助成率は10分の10の事業であります。そのため昨年度の本市におきまして、自主防災組織の新規設立を行いました立岩地区、幸袋地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区の5地区を対象といたしまして、県にこの助成金の申請を行いこれが採択されましたので、各地区にそれぞれ80万円を助成しまして、担架や誘導用ロープそれから折りたたみリヤカー、メガホンなどの避難誘導用資器材の購入を行ったところでございます。

梶原委員

自主防災組織の新規設立がですね、5地区があったということですが、本市ではそれ以外にもあると思いますが、本市のですね、自主防災組織の数はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

総務課長

平成23年度末現在の本市の自主防災組織といたしましては、飯塚、片島、菰田、立岩、飯塚東、幸袋、鯉田、筑穂、庄内、穎田の各一地区と自治会単位で設立されております上三緒第4自治会、太郎丸二区自治会をあわせまして全部で12団体となっております。今後は、市内全域におきまして自主防災組織の設立を目指すとともに、各自治会区分における自主防災組織の設立も推進していきたいと考えております。

梶原委員

今12団体ということでしたけれども、それでは自主防災組織ではですね、設立とともにいろんな活動されておると思いますが、昨年度はどのような取り組みがなされたのかお尋ねいたします。

総務課長

自主防災組織の役割といたしましては、日ごろから、地域住民が協力して火災の防止活動や消火訓練、防災資器材の整備、点検、避難訓練等を行っていただき、災害が発生した場合におきましては、情報の収集伝達、地域住民同士の連携によります避難及び避難生活に必要な活動、災害時要援護者などに安否確認や避難支援また救助が必要な方がおられた場合には、その救出救護活動などを実施していただくものでございます。昨年度設立されました、先ほど申しました5地区におきましては、それぞれ事前に図上防災訓練を行って情報収集班や支援班、救助班や介護班などのそれぞれの役割の理解をしていただき、その分担を決めた上で、実際に避難訓練を行っていただいたところでございます。

梶原委員

この自主防災組織ですけれども、組織率の向上や機能強化のためには今後どのような取り組みがなされるのかわかりませんが、まだ設立されていない地区もあらうと思えますので、その辺はどのようにしておられるのかお尋ねいたします。

総務課長

今回の23年度のこの県の助成金を活用しまして、5地区の設立がなされましたので未設置地区は穂波、二瀬、鎮西地区のみとなっております。設立されていない地域におきましては、各自治会やまちづくり協議会など対しまして、自主防災組織の役割や組織設立方法などの出前講座等を行って組織率の向上を図ってまいりたいと考えております。また、すでに設立した自主防災組織におきましても、さらなる地域での防災研修や防災図上訓練などに職員を派遣いたしまして各組織での活動支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

梶原委員

まだ地区では、未設置の地区が3地区ほどあるということですのでけれども、全市的にですね、この活動が広がっていかねばならないと思います。この事業については23年度の単費の県補助事業ということですので、今年度については、24年度については予算化されておられません。まだ残りの地区残っておるわけですのでけれども、その場合にですね、来年度の予算にでもですね、この3地区で組織が結成された時点です、前回の各地区、5地区に対しての80万円の助成で担架、誘導ロープとかその他もろもろの資材とか機材を購入されておりますけれども、今後新しくできたところにもそういった機材の購入が必要になってくるのではなからうかと思えますので、その辺は十分考慮されて次期の予算編成にはその辺も含んで取り組んでいただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第8款土木費、第9款消防費についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 13:47

再開 13:48

委員会を再開いたします。

次に、第10款教育費、246ページから282ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております、246ページ、事務局費、教育研究所費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

246ページ、事務局費、教育研究所費についてお伺いをいたします。まず、この教育研究所の設置の意義、目的また業務内容についてお聞かせください。

学校教育課長

教育研究所の設置の目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市の実情に即し、教育問題を研究調査し教育の推進に資することを目的としております。また、その業務内容といたしましては教育実践上の諸問題に関する調査、研修を行い、学校への情報提供を行うと共に市教育政策にかかる教育指導について奨励し、教職員等の資質向上を図る研修等を実施しております。また、教育相談業務も行っております。

上野委員

教育上の諸問題に対する情報発信、教職員の資質向上の研修なども行われているとのことで、飯塚市の教育委員会にとって大切なコントロールセンターの1つではなからうかというふうに思いますが、近隣の市における同様の研究所の設置状況などについてお伺いいたします。

学校教育課長

近隣の市における教育研究所の設置状況につきましては、まず嘉麻市では嘉麻市教育センターとして設置されており調査研究、研修講座、教育相談、広報活動等の業務が行われているとのことであります。また、田川市では、教育研究所が設置されており、調査研究、教育相談等の業務が行われているとのことであります。

上野委員

この決算金額は余り大きな金額ではないと思うんですが、飯塚市における教育研究所の陣容、どのようになっていますか。

学校教育課長

職員構成につきましては、所長1名、事務補助1名それと、研究員-教諭ですが5名、それとスクールカウンセラーが4名、スクールソーシャルワーカーが1名になっております。

上野委員

その陣容、教育研究所の専任、全員専任と考えてよろしいですか。

学校教育課長

専任につきましては所長、それと事務補助というふうになっております。

上野委員

飯塚市においては小中一貫校の新設、耐震化などハード面の整備は進んできましたが生徒の指導や学力向上のためにはやっぱりソフト面での充実が欠かせないと思うんです。家庭内教育ももちろんですけど、やっぱり重要なのは、学校現場での教職員の方々の指導力ではないかと思うんです。県からの指導力不足教員の対応は年間1名程度という限定があります。教員一人一人の能力を的確に把握して迅速に対応できるように、この研究者への増員、これは教育委員会内での異動とか兼務とかいうレベルではなくて、純粹に人をふやしていただきますように強く教育委員会からも予算要求していただいて、市長部局の方も対応をしていただきたいというふうに要望させていただいて終わります。

委員長

次に250ページ、人権同和教育費、人権同和教育啓発事業について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

250ページの人権同和教育費ということで、資料の75ページに数字を出していただいておりますが、これについてご説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

資料の75ページの説明をいたします。上段の表でございますが、これにつきましては市全体で実施しております研修会、講演会及び旧飯塚地区を除きます地区単位、自治会単位での研修会等、また市が直接実施しております事業の概要を掲載いたしております。中段から下段にかけてでございますが、これにつきましては、NPO人権ネットいいづかに委託してある事業の概要でございます。

宮嶋委員

市が直営でやっているということですが、この直営は何人でやっているのかお聞きします。

人権同和政策課長

定数職員が6名と再任用職員が1名で行っております。

宮嶋委員

上の表の人権問題地域懇談会の内容についてお尋ねします。

人権同和政策課長

人権問題地域懇談会と申しますのは、主に自治会単位実施しております研修会のことでございまして、旧飯塚地区におきましてはNPO人権ネットいいづかに委託をして開催をいたしております。また、筑穂地区は全自治会で開催をいたしておりますところでございます。また、穂波、庄内、穎田地区におきましては自治会の要望によりまして開催をしておりますところでございます。

宮嶋委員

旧飯塚地区では人権ネットに委託をしているということですが、旧4町の場合はこれは先ほど言われた職員6名及び再任用1名ということですが、こういう方たちと、その自治会長さんとか、そういう方たちとが連携してやってあるということですかね。

人権同和政策課長

おっしゃるとおりでございます。

宮嶋委員

旧飯塚地区では人権ネットということですが、同じような体制が旧飯塚でも、自治会の要望とかいうことではとれないのでしょうか。

人権同和政策課長

旧飯塚地区におきましてはご存じのように8地区ございます。人権ネットに委託する前はですね、嘱託の指導員を配置いたしておりました。それを平成17年度に委託という形になっております。それに引き続きまして合併という形になっておりますので、旧4町につきましては現在のところ係長を配置して、また自治会単位につきましては人権同和推進委員さんを配置いたしております。これは町内会で推薦をいただいておりますのでございますが、そういう方たちと一緒に連携してですね、やってあるというところでございます。

宮嶋委員

同じ市内で形態を変えるというのはもともと合併前からやってあったわけではないと思いますが、統合してすべて直営でというふうには考えられていないのでしょうか。

人権同和政策課長

本来であれば合併を機にその辺もですね、整理をしていかなければならなかったところだと

思っておりますけれども、現在合併後6年を経過しておりますけれども、いまだに旧4町につきましては委託という部分につきましては実施には至っておりませんけれども、しかしながら今後ですね、今現在そういうふうなですね、お話は鋭意ですね、現在のところ行っておりますのでよろしく願います。

宮嶋委員

人権ネットのほうに入ってってしまったのかなと思うんですけど、私は委託すべきではないと。行政がきちっと人権問題を考えていくべきだということで、今、課長が答弁されたのと逆の方向に行っていたらいいというふうに考えているんですが、ここに人権ネットの委託料も出ております。人権ネットに何を委託しているのか、どんな仕事をされているのかをお聞きます。

人権同和政策課長

人権ネット飯塚に委託しております事業につきましては、人権同和問題に係ります啓発事業、各地区単位、自治会単位での研修事業、広報事業などの人権啓発に係りますさまざまな事業を委託しております。これの範囲につきましては、旧飯塚地区でございます。

宮嶋委員

旧4町と同じようにですね、職員配置が少しふえるのかもしれませんが、その分委託料は減るわけですね。ぜひですね、同じ市民になったんですから、同じ条件で、同じような政策で、ぜひやっていただきたいと思います。この人権ネットの委託料が2880万円、この内訳をお願いします。

人権同和政策課長

内訳といたしましてはNPO人権ネット飯塚の指導職員8名の賃金が約2212万円、共済費が約331万円、消耗品費等諸経費が約91万円、講演会等の事業費が約110万円、消費税が137万円、合わせて合計約2883万円ということでございます。

宮嶋委員

指導員8名というのは妥当な人数なのでしょうか。これだけの8名の方を置いておかなければならないほどの事業量があるのか。委託料の範囲内で向こうがされるのは結構なんですが、人件費によって委託料が決まってくると思うんですが、どのくらいの、その本当に8名の人間が要するのか、要らないのか、その辺の見解をお聞かせください。

人権同和政策課長

指導員の8名ということにつきましては、NPOへ委託する以前は直営で旧飯塚8地区に嘱託職員の指導員を8名置いておりました。そういう関係から8名ということで、委託後この8名になっております。

宮嶋委員

以前は各所にいらっしゃったんで8名いたと。今はNPOは1カ所にいらっしゃるわけでしょう。そのため指導員がまとめられるということでは、いろんなところに派遣する場合に融通もきくというようなこともあると思うんで、8人いた職員を8人そのまま残さないでもいいんじゃないかなというふうに思いますが、もうそこはそこでもおかしいなということで。それと今一番最後に言われた消費税が137万円、2880万円の委託料の中の消費税が137万円というのがちょっと意味がわからないんですが、これを説明してください。

人権同和政策課長

消費税は文字どおり5%の消費税ということでございます。

宮嶋委員

この2880万円に、計算してないんですけど、委託料に消費税がまるまる掛かるんですか、人件費が入っているのに。そうなっているんですか。

人権同和政策課長

委託量全体に5%を乗じた額が消費税ということで、これもあわせて委託料で含んでおるといってごさいます。

宮嶋委員

人件費にまで消費税がかかるというのはちょっと驚きですけど、消費税ってなんですかね。その委託料に係る消費税も飯塚市が払うわけですね。もらう人が払うわけじゃないのですかね。そうですか、わかりました。びっくりしました。もう1つ何かありましたね。このNPO法人人権ネット飯塚を使わないといけない。それで、この人数がどうしてもいるというような根拠というか、この問題は堂々巡りで、ずっとあれになると思いますが、やっぱり本当に人件費を減らしたと言って行政改革を行われていますけども、こういうふうな委託料ということであるんかなが出てきています。このNPO法人人権ネットいづかの代表はどなたがされているんでしょうか。

人権同和政策課長

すみません、ちょうど最後の方が聞こえませんでした。

委員長

人権ネットの代表の方の名前。

人権同和政策課長

人権ネットいづかの理事長は松本建一さんです。

宮嶋委員

この方はいわゆる同和団体部落解放同盟の役員もされておりますか。

人権同和政策課長

いわゆる市協の役員ではございませんが、飯塚支部統括長ということでもあります。

宮嶋委員

同和団体に対して本当に多くの補助金が出ている。またそういうのに関わっている方にまで委託ということで仕事が出されているということでは、なかなかお金の使い方としては好ましくないんじゃないかなということをおし上げて終わります。

委員長

次に250ページ、人権同和教育費、解放子ども会講師活動補助金について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

250ページの人権同和教育費、解放子ども会の講師活動補助金ということですが、解放子ども会の目的についてお尋ねします。

人権同和政策課長

解放子ども会の目的につきましては、各地域の集会所、啓発センターなどにおきまして、おむね週1回、異年齢の子ども同士の活動の中で人権学習活動、体験学習活動などを通して少年期におけます人権教育及び学力補充などを目的に行っておるところでございます。

宮嶋委員

子ども会の実施状況ということですが、ここに追加資料の80ページに、推進委員の委嘱と活動の状況ということで子ども会の数とかいうのが出てきておりますが、実施の状況についてお尋ねします。

人権同和政策課長

平成23年度におけます実施状況といたしまして、市内17学級子ども会で開催をいたしております。参加者は延べ2,241名となっております。飯塚地区では6カ所でおむね週1回、1時間30分程度、428名、穂波地区におきましては5カ所で毎週1回、1時間半程度

で598名、庄内地区におきましては1カ所、毎週1回、1時間30分程度で44名、筑穂地区におきましては5カ所、毎週1回、1時間半程度で1,171名、合計17学級、延べ1,220名となっております。

宮嶋委員

もう子ども会の数も見ていただくとわかるように17カ所に減りました。開催回数も減ってきておりますし、参加人数でいくと21年が6,456人、22年が4,673人、23年は2,241人と激減しております。もう2千人ずつぐらい減ってきているわけですよ、参加人数が。子どもの実数というのはわかりますか。

人権同和政策課長

1回当たりの子どもの実数につきましては、開催場所によりまして若干の幅はございますが、2、3人程度から20人程度という幅がございます。平均いたしますと5、6人でございます。

委員長

課長、もう1回よく聞いてください。宮嶋委員の質問を。

宮嶋委員

すいません。突然聞いたんでわからないかなと思ったんですが、延べ人数はわかりますけど、いわゆる子どもの数ですね、対象実数、わかりますか。

人権同和政策課長

平成23年度におきまして小学生が61名、中学生が22名、合計83名でございます。

宮嶋委員

すいません、ありがとうございます。本当に少ないんですね。83名、このくらいの人数をわざわざ集めて教室をやっていく意味が本当にあるのかなと。この人数を聞いて余計に思いましたけど、今ちょっと答弁の途中でしたけれども、開催489回で参加人数2,241名ということですけど、どのくらいの子が教室に参加しているのかな、多いところ、少ないところ、多いとき少ないときというのがあると思いますが、それを教えてください。

人権同和政策課長

先ほどもちょっと申し上げかけておりましたが、1回あたりの子どもの実数につきましては、開催場所によって2、3人から20人程度ということで、平均いたしますと5、6人、7人でございます。

宮嶋委員

もともと解放子ども会の目的は異年齢の子ども同士の活動の中で人権教育とか学力補充をやっていくということですけども、ほんとに2、3人とかしか集まってこない中で異年齢のどうのとか、集団でやる意味がないというふうに思うんですが、この目的に沿って解放子ども会の成果が上がっていると本当に思っているのかどうか、お聞きします。

人権同和政策課長

委員ご指摘のとおり、子どもの絶対数は毎年減ってきております。しかしながら、この解放子ども会は子ども同士の活動の中で人権学習活動、体験学習活動を通して少年期におけます人権啓発の推進を目的に行っておりまして、この目的に沿った積極的な活動が少人数ではありますが、積極的な活動を行われておりまして、その成果は上がっているものと認識をいたしております。

宮嶋委員

毎回、同じことのやりとりだと思うんですが、結局、解放子ども会に参加する子どもたちだけに人権とか差別とか、そういうことを教えても周りの子どもが理解しなければいけないわけですね。やっぱり地域には、地域の子ども会もなかなか大変な状況で子どもたちが集まってこない状況はあるんじゃないかなというふうには思いますけども、せめて地域の同和とい

うか、解放子ども会の子どもたちだけじゃない団体の中で、多くの子どもたち、地域の全ての子どもたちがいる中でこういう差別はいけないんだよ、根拠がないんだよという教育をしないとね、何か4、5人集まってきた子どもたちにこんな差別だめだよって言われても、その周りの子どもがわかってなければ一緒でしょう。だからやっぱりね、この解放子ども会はこのくらい状況で推移するのであれば、ただちにやめるべきではないかなというふうに思いますが、市としてはこのことについてどういうふうに検討されているのか、お尋ねします。

人権同和政策課長

委員ご指摘のとおりですね、この解放子ども会につきましてはある意味子どもの数等も課題があります。そういうことを受けましてですね、ことしの6月に解放子ども会改善検討委員会を立ち上げております。その中で子どもの数、あるいは推進員の数とのバランス、あるいは開催回数やその範囲などについてですね、来年3月までに活性化策を作成するようにはいたしております。市としても鋭意その辺を改善していくつもりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

宮嶋委員

改善していくということは続けていくということですよ。83人、中学生が本当に来るのかどうかちょっとわかりませんが、83人の子どもたちが17カ所に83人といったら、もともとその地域によってはもう2、3人しか子どもがいらないという地域もあるわけですよ。そんなところでもっと皆さん出てきなさいというふうな改善をするのかちょっとわかりませんが、これはもう存続できないということじゃないですか。この改善検討委員会を立ち上げられたということですが、じゃあこの検討委員会のメンバーと、あと何回ぐらい会議されたのか、教えてください。

人権同和政策課長

今年の6月に飯塚市解放子ども会改善検討委員会を立ち上げております。この委員につきましては、8名の委員になっていただいております。この中には学校教育課長、あるいは中央公民館長等も入っていただいております。今までに検討委員会を2回、それからワーキンググループ会議を2回開催をいたしております。

宮嶋委員

学校教育課長と中央公民館長、あと6人はどなたですか。

人権同和政策課長

委員長には部落解放同盟飯塚市協議会副委員長、それから副委員長には同書記長、あとは担当課である私と学校教育課長、中央公民館長、それから解放子ども会推進員の先生の1名、あと地域活動指導員の先生の8名でございます。

宮嶋委員

できましたら、これ会議録とか取っていますか。

(「ことしの話でしょう」と呼ぶ声あり)

人権同和政策課長

はい、議事録は取っております。

宮嶋委員

ぜひ、どういう論議がされているのか教えていただきたいと思いますが、決算から外れているというご指摘がありましたけれども、ぜひ本当に実のある審議をしていただいて、本当に83人のために、83人だからほったらかしていいということではなくて、83人の子どもたちだけを対象にするようなことじゃないと思うんですよ。人権問題、ぜひその辺を考えていただきたいと思いますというふうに思います。次に、解放子ども会の講師は学校の先生があたりていてということですが、昨年お聞きした時は時間外勤務であって問題はないというふうに言わ

れましたけれども、今の先生方、本当に、特に今いじめ問題だとか子どもの貧困の問題だとかいろんな問題で多忙を極めてあるというふうに思いますが、教育委員会ではこの先生たちがこういう活動に出てくることで支障がないと本当に思われているのか。先生方から意見とかそういうものが出ていないのかどうか、お聞きいたします。

学校教育課長

いま委員さんが言われましたが、推進員が学校の教員であるというふうにいま言われましたけれども、推進員は推進員として人権同和政策課が推薦しております。その中で教員であります人も入っているというふうに考えておりますが、それにつきましては学校外のことですので、学校教育に支障ないように進めていくようにこちらのほうでは指導しております。

宮嶋委員

指導にお見えになっている方は全て教職員だというふうに理解しておりましたが、違いますか。

人権同和政策課長

全て教職員の方をお願いをいたしております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:23

再開 14:31

委員会を再開いたします。

人権同和政策課長

失礼いたしました。開放子ども会の推進員につきましては、従前より担当課の方から学校の教職員の先生にですね、お願いをしておるところで、推進員の委嘱状も出しておるところでございます。昨年、一昨年まではですね、同和教育課というものが教育委員会であったところがございます。昨年から市長部局の方に移ってきておりますので、ちょっとややこしくなっておりますけれども、推進員につきましては人権同和政策課が先生個人をお願いをしておるといのが現状でございます。

宮嶋委員

そしてその推進員という形で、解放子ども会に出てきてあるわけですが、この講師に対して謝礼金が出ておりますけれども、これは兼職禁止には当たらないんですか。

人権同和政策課長

推進員の謝礼金につきましてはですね、地方公務員法の35条、あるいは教育公務員特例法第17条におきまして、本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には教育に関する他の事業、若しくは事務に従事することができるということになっております。

宮嶋委員

いわゆる学校での教職員としての本来の仕事に支障がない限りは、大丈夫であるということですが、先ほども言いましたように、本当に今学校の先生方、放課後のクラブ活動だとか子どものいろんな問題を抱えた子どものための家庭訪問だとかいろんなことがあって多忙を極めてあるそういう先生方をたくさん見かけております。本当に勤務時間外だから支障がないのかなというふうな疑問も残ります。ぜひ、本当に解放子ども会83人のために講師の謝礼金が366万円出ておりますが、結局、地域子ども会と一緒にして子ども会にもうちょっと補助金を出すとかが、そういう形で変えていけばですね、ちょっとこれはこういう解放子ども会はなくすべきではないかなというふうに思います。子どもたちの健全な育成でも社会のルールだとか人権学級だとか体験学習、こういうものを学ぶのには先ほどから言っていますように一部の子どもたちを集めてするのではなくて、地域全体の子どもたちを視野に入れた中でこの問題

の解決に当たっていくと、本来その学校教育の中でできていって行く部分だとも思いますので、ぜひ解放子ども会、改善のための検討委員会ができていくということですが、だからこれ廃止を含めてね、ぜひ検討していただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に250ページ、人権同和教育費、人権同和啓発事業について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

最後のところは人権ネットのことをお聞きするという予定にしておりましたけれども、最初のところと一緒に聞きしましたのでこの項は取り下げさせていただきます。

委員長

次に252ページ、258ページ、学校管理費、光回線の無い地域学校のネット環境について上野委員に質疑を許します。

上野委員

学校管理費の項について小中学校に関してですが、飯塚市内の学校のネット環境の現状はどうなっているのか教えてください。

教育総務課長

市内小中学校におけるインターネット環境につきましては、穎田、庄内地域の小中学校においてはADSL回線で接続し、その他の地域の学校に関しましては光回線で接続しております。

上野委員

ADSLで接続している庄内、穎田の学校においてインターネット環境で問題等があるのではないのでしょうか。

教育総務課長

学校におけるインターネットの接続方法は学校間ネットワークを管理しているデータセンターと各学校を結んで行っております。現在のADSL回線の接続による通信環境においても通信速度の違いはございますが、負分散などを行いまして授業等への支障がないような対応を行っております。

上野委員

光とADSLどちらが速いんですか、おわかりになりますか。

教育総務課長

光回線の方が通信速度は速いというふうに認識しております。

上野委員

支障がないようにと言われましたが、穎田の誘致企業さんの話によるとですね、設計図面がネットで送られてきても画面に表示されるまでに随分時間がかかってしまうという話をお聞きしていますが、光とADSL、比べられたことはございますか。

教育総務課長

今回委員が申されますような比較等はやっておりませんが、教育委員会内部の、個人的には私どももADSLで光との違いというのは認識しております。その中で教育委員会の中でIT委員会、その委員会の中でいろいろ情報関係の検討もしておりますが、その中で比較ということまではやったことはございません。

上野委員

光回線が来ればどうされます、穎田と庄内。

教育総務課長

先ほど委員もおっしゃいましたように、光回線が整備されましたら通信速度がさらに向上されますので、光回線への接続を実施したいというふうに考えております。

上野委員

光回線のほうが随分速いんですよ。学校だけでも光回線になりませんか。

教育総務課長

インターネット環境の整備につきましては、民間の事業者を負うところが非常に大きいというふうに考えております。先ほども申しましたように、現状のADSLの通信速度は光回線に比べると遅いということですが、現状の中で複数回線を利用するなど負荷分散を行うことによりましてできる限り支障がないような対応を行っておりますので、民間事業者の整備を待って、整備されたのちには接続をしたいというふうに考えております。

上野委員

民間事業者を強調されなくてもよくわかっていますのでいいです。ただ現時点ですと、庄内と頰田は学校のネット環境についてはインフラで対応できない状況なんです。しかもいつ整備されるのかわからない。将来において少なからず影響があると思うんです。ハードでだめなものではある限り、限界はあるにせよ、ソフトで対応してもらわなければならないというふうに私は思いますが、委員会としてそのような認識があるのかどうか、お尋ねしたい。

教育総務課長

今ご質問のソフトの対応というのは、例えばADSLにつきましてもその内容についての対応ということでしょうか。光への整備、ハード的な整備... すいません、ちょっと質問が... 申し訳ございません。

上野委員

あらゆることで、ハードでだめな部分について委員会として対応できることは対応していただけですかということです。

教育総務課長

失礼しました。現状の中でよりよい情報を共有化できますように対応していきたいというふうに考えております。

委員長

次に254ページ、260ページ、教育振興費、小中学校の正規・非正規教員の割合について永末委員の質疑を許します。

永末委員

254ページ、260ページ、教育振興費についてお聞きします。市単独で少人数学級を実施されていたり、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどを配置するために市の単費で教員の方を配置されていると思いますが、その金額がどの程度になっていますでしょうか。

学校教育課長

少人数学級の実施に伴う教員の配置につきましては、小学校では4164万2518円、中学校では1041万6133円となっております。また、スクールカウンセラー等の配置につきましては423万7750円となっております。

永末委員

では、これらの市単独で配置されている教員の効果について、どのように認識されていますでしょうか。

学校教育課長

少人数学級の実施による効果につきましては、児童生徒の理解度や興味、関心をふまえたきめ細やかな学習指導が行われたり、児童生徒が抱える課題に即した生徒指導が行われるなど成果が上がっております。スクールカウンセラー等の配置につきましては、教育相談を通して児童生徒の抱える悩みや不安を和らげるとともに、教師や保護者の支援を行い、いじめや不登校等の早期解決に成果を上げております。

永末委員

今のご答弁のほうで、成果が上がっているというふうにお答えされましたけれども、こちらの資料の83ページ、こちらのほうで市立小中学校の不登校、いじめ、体罰、校内暴力の推移ということで3年間あがっていますが、21年、22年、23年にかけてすべての数字において数字が減ってきているんですが、これはその効果というふうに見てよろしいでしょうか。

学校教育課長

すべてがこの効果ということではありませんが、学校全体の努力もあります、少人数及びスクールカウンセラーの活用により、こういう成果が上がってきたというふうを考えております。

永末委員

では、市単費で採用する市費負担教員の位置づけは、正規職員なんでしょうか、非正規職員なんでしょうか。

学校教育課長

飯塚市一般職任期付職員の採用に関する条例に基づきまして、任期の限られた職員ということになっております。ちょっと難しいんですが、正式には正規職員というふうな、飯塚市の職員としてはそうなると思いますが、教職員としたときに正規職員を教諭、非正規教員を講師という任期付きの職員とするならば、非正規職員ということになります。

永末委員

決算委員会の質問から若干踏み出すかもしれませんが、小中学校では児童生徒の数に応じ県費負担教職員の数が決まっていると思いますが、当市では全体で何名でしょうか。

学校教育課長

平成23年度は小中学校合わせて723人でございます。

永末委員

いま答えられた人数の中で正規と非正規の職員の割合というのは、どんなふうになっておりますでしょうか。

学校教育課長

先ほど申しました正規、非正規の理由づけでいきますと、平成23年度で小中学校合わせて正規職員は91%、非正規職員は9%でございます。

永末委員

今お答えいただきました現状の正規と非正規の職員の割合で学校を運営される上で、何か支障などはありますでしょうか。例えば、正規の職員であればできることが非正規の職員だとできないというようなことがありますでしょうか。

学校教育課長

教育指導の実施などの学校運営上の支障はないと考えております。

永末委員

昨今、学校や教育委員会のいじめの対応というのが大変大きな問題となっております。いじめの対応の充実が効果が上がっているこのスクールカウンセラーなどのさらなる充実を図っていただきたいと思います。以上で終わります。

委員長

次に256ページ、262ページ、教育振興費、就学援助について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

256ページ、262ページの教育振興費、就学援助についてです。資料84ページに就学援助の状況を数字としては出していただいておりますが、この現状と推移についてお尋ねします。

学校教育課長

就学援助の受給者につきましては、資料にもありますように増加傾向でございます。

宮嶋委員

大変増加をしています。援助率が23年の一番最後のところですけども、小学校で20.4%、中学校で22.5%、合計で21.1%という数字が出されて、2割以上の子どもたちが就学援助を受けているわけですね。これには生活保護世帯の子どもは含まれていないと思うんですが、どうでしょうか。

学校教育課長

委員のおっしゃるとおり、生活保護世帯は含まれていません。

宮嶋委員

ということはですね、やはり、いわゆる本当に、いろんな意味で大変な暮らしをしている子どもたちがたくさんいるということですけども、こういう状況になっている原因について、教育委員会としてお考えがあるでしょうか。

学校教育課長

原因については、昨今の社会情勢が原因していると思います。

宮嶋委員

今の雇用情勢ということで、親の貧困が子どもに大きく影響してきているということです。いろんな学校教育で努力をされていると思いますが、やっぱりこういう貧困で問題を抱えた子どもたちというのがたくさんいるのではないかなというふうに思います。この就学援助をどのように、なかなか親も自分の暮らしが大変なことを周りには知られたくないという思いもあると思うんですが、どういうふうに把握をして、この受けをされているのか、広報活動をされているのか、お尋ねします。

永末委員

毎年2月に学校を通じまして、全児童生徒の保護者に対し就学援助制度についての周知をしております。また、新入学児童生徒の保護者につきましては、入学説明会等において周知を図っているところでございます。

宮嶋委員

周知を図って、申込書というようなものは、どういうふうに集められるんですか。

学校教育課長

申請書につきましては、学校教育課及びそれぞれの学校で受けをしておるところでございます。

宮嶋委員

先ほども言いましたようにね、親も見栄があってなかなか申し込みをされないという家庭も多いと思うんですね。でも、ただ子どもの様子を見ていたらそういうことにも気づかれると思いますが、そういうふうな観点で学校側のほうから親御さんのほうにお話がいくというようなこともありますでしょうか。実例があったら教えてください。

学校教育課長

いま委員がおっしゃいましたように、学校のほうでは教員等がですね、学校の生徒の様子及び家庭の経済状況等を十分に把握しながら、そういう問題がありましたときには保護者のほうにお知らせをして、この就学援助制度がありますということをきちんとお知らせして、申し込みをいただいているという状況になっております。

宮嶋委員

他の市町と比べて貧困が進んでいるのか、もっと飯塚市よりも経済状況がよくないなと思って就学援助が少ないところはいっぱいあるんですよ。そういう意味では広報活動をきっちり

やってあるんじゃないかなというふうに思いますが、ぜひ周りの先生たちとかが気がついて、ぜひ勤めていただくという方向でやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

委員長

次に264ページ、幼稚園費、職員臨時の割合について上野委員の質疑をします。

上野委員

264ページ、幼稚園費の中の臨時職員賃金が2千5百十数万円出ておりますが、臨時職員さんは何人配置されてあるのか、また、今後体制が変われば職員配置の人数が減らされる可能性があるのかどうか、お伺ひします。

学校教育課長

平成23年度は幸袋幼稚園に7名、庄内幼稚園に6名、かいた幼稚園に5名の臨時職員を配置しております。この中で特別な支援を要する園児を支援するため幸袋幼稚園に2名、庄内幼稚園に3名、かいた幼稚園に3名の介護支援員を配置しております。今後につきましても同様に特別な支援を要する園児の受け入れに必要な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

委員長

次に268ページ、社会教育総務費、放課後子ども教室運営費補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

社会教育総務費、放課後子ども教室運営費補助金についてお伺ひします。まず、この事業の推進の目的、意義を教えてください。

中央公民館長

放課後子ども教室の事業の目的につきましては、学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室や公民館を会場といたしまして、市内小学校の児童に対し学習支援を行うとともに高齢者や異年齢者等との交流によりまして、積極性、協調性を身につけ、社会生活の中で必要となる生きる力と心豊かな成長を支援することを目的としております。また、子どもの安全安心な活動拠点となることで、健全育成を図っていき、学習意欲の向上や生活習慣の習得等の総合的な学習の場の提供も本事業の目的としておるところでございます。

上野委員

事業の成果と補助金の積算根拠、使途についても教えてください。

中央公民館長

まず事業の成果といたしましては、開催をしております各教室の指導者を地域の人材を活用しながら多様なメニューが提供できており、体力向上や礼儀作法、集中力の向上などをねらいとする展開を行うことで、多くの児童の参加を得ております。また、地域の中から指導者などを登用することで、地域での子どもの育成環境づくりや安全安心の居場所づくりを推進することにもつながっているところでございます。

次に、補助金の算定基礎につきましては、市内22の小学校区ごとに指導者や安全管理人に対する謝礼金、1回あたり1,500円に2名と52回を乗じまして算出し、各小学校区ごとに均一に1校区あたり15万6千円の補助金交付となっております。補助金の使途につきましては各小学校区ごとに学校、家庭、地域の関係者を構成員に設置をしております運営委員会に補助金を交付してありまして、交付を受けました運営委員会で指導者や安全管理として配置をする安全管理人等に1回あたり1,500円の謝礼金支払いや、教室開催伴います消耗品購入等に使用されております。なお参加をしております児童からも1回あたり100円の徴収を行いまして、事業費の一部に充てているところでございます。

上野委員

最後になりますが、今後事業を進めていく上で、どのような問題を認識して、それを踏まえてどのように展開を考えておられるのか、お聞かせください。

中央公民館長

今後の課題につきましては、まず、これまで以上に参加者増を図っていくために、より多くの学習メニューを提供していくことが必要であろうかというふうに思っております。また子どもたちにとって放課後がより充実した安全な時間とするために、児童クラブや児童館との連携を進め、児童育成の関係部署、関係団体などとの協議を行う中で合同のプログラム導入を図っていくことも重要でございます。さらには子どもの学習活動を支援するNPOなど民間団体と協働する事業展開への進展も取り組むべき課題だと認識しております。

上野委員

この放課後子ども教室については、代表質問でも取り上げさせてもらったように、放課後の子どもたちに豊かな居場所と充実した学びの機会提供がなされるよう、事業のさらなる充実と地域ごとに応じた創意工夫をした拡充を希望させていただいて終わります。

委員長

次に268ページ、社会教育総務費、飯塚新人音楽コンクール事業運営費補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

新人音楽コンクール事業運営補助金についてお伺いいたします。まず、この補助金の目的をお伺いします。

生涯学習課長

この事業の目的につきましては、地域音楽文化の充実とすぐれた新進演奏家の発掘と育成を目的としております。

上野委員

補助金の算定基準を教えてください。

生涯学習課長

補助金の算出根拠につきましては、おおむね招待演奏会に要する費用を補助金として支出しているところでございます。ただし、平成23年の第30回につきましては、節目の年に当たり、特別招待演奏会を実施することとしておりましたので、23年に限って55万円を追加交付しています。

上野委員

ごめんなさい。聞き漏らしましたが、招待ゲスト、ゲスト招待用の金額を補助金として支出しているという理解でよろしいですか。

生涯学習課長

新人音楽コンクールは5月の連休に予選を行っております。その後6月に本選を行っており、本選の上位入賞者を招いて10月の大体中旬ぐらいに招待演奏会を行っておりますが、その招待演奏会の費用として補助金を支出しております。

上野委員

新人音楽コンクールの総事業費はいくらかかっているのか、おわかりになりますか。

生涯学習課長

新人音楽コンクールの事業費は、平成22年度の第29回が約1020万円、第30回が約1214万円、第31回が約1010万円となっており、通常であれば約1千万円程度かかっております。23年度につきましては、先ほど申しました記念大会ということで、事業費が200万円ほどふえております。

上野委員

総事業費が1千万円程度であるということですが、飯塚市からの補助金95万円、それ以外はどのような形で運営をされてあるのでしょうか。

生涯学習課長

財源の内訳としましては、予選、本選に参加される参加者からの参加料が約350万円、それから入場料、プログラム等も含んだところでございますが、この収入が約25万円、企業からの協賛金等が110万円、市からの補助金が95万円、合計が約580万円程度となります。不足する400万円から450万円程度を毎年「新人音楽コンクールを育てる会」から助成していただいております。

上野委員

「新人音楽コンクールを育てる会」というのはどのような組織なのか、教えてください。

生涯学習課長

この「新人音楽コンクールを育てる会」という組織でございますが、新人音楽コンクールに物心両面の援助を送り、文化の香り高いユニークな飯塚のまちづくりを目指すということを目的に、第1回目を実施されました昭和57年9月1日に設立され、年1口1万円の会費を募って会員を募集しております。市民からの会費及び団体等からの寄付金など、年400万円から500万円の支援金を集めるなど、新人音楽コンクールを物心両面から支援している団体でございます。

上野委員

大変なご努力だと思います。イイツカ方式と呼ばれている車いすテニス大会の運営にちょっと似ているんじゃないかなという雰囲気を感じています。車いすテニス大会のためには大会存続のために飯塚市としてもテニスコートの整備などを行っておりますので、このような新人音楽コンクール存続のためにもですね、何かしらできる限りの手助けをしていただきたいというふうに要望をしておきます。

委員長

次に268ページ、社会教育総務費、新人音楽コンクール補助金について吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

私も今後継続していくことと、内容的には上野委員と質問内容がある程度一緒だったので、1、2点だけ違った方向からご質問させていただきたいと思います。先日、飯塚新人音楽コンクールについて、10月12日、事業の外部評価をされましたが、その評価についてどのような内容だったか、教えてください。

生涯学習課長

評価の内容でございますが、見直しが4名、それから現行どおりが4名、それから事業の拡充という方が1名という評価を得ております。

吉田委員

見直しが4名ということですが、内容についてはどのような見直しを指摘されたのでしょうか。

生涯学習課長

このコンクールは日本でもトップレベルのコンクールであり、飯塚市にとっても誇れる事業であることは認めていただきました。ただ、これだけのすばらしいコンクールでありながら市民の関心が低いのではないかと、予選3日間の入場者が400人から500人程度しか入っていないことを考えると入場者をふやす工夫が足りないのではないかと、補助金を出しているんですが、補助金の支援というより、市のほうからすれば入場者をふやしこのコンクールの周知を図るためにその費用を使ったほうがよいのではないかとというような内容でございました。

吉田委員

私もこの飯塚新人音楽コンクールは日本でも最高峰のコンクールであり、飯塚市にとっては先ほどから上野委員も言われましたように、国際車いすテニス大会と並び、日本をはじめ世界に飯塚を発信できる素晴らしい事業だと確信しております。ただ、この2つの事業に対する市民の応援の仕方は大きく違っており、車いすテニス大会などのスポーツ大会の多くは観客が大きな声で声援を送ることが選手の励みとなり好成績につながりますが、音楽コンクールはスポーツの試合と違い、勝つか負けるかの勝負ではなく、声やピアノの微妙な響きや音色を競うもので、観客もこのことを理解しマナーを守れる方でないと会場に入る資格はないと思っております。私は、単純に入場者をふやすだけの工夫ではコンクールの本来の目的を害してしまうような気がしますが、その点についていかがお考えでしょうか。

生涯学習課長

私も委員の考えと同じです。コンクールの応募者はこの日のために日々練習を重ね、演奏されております。そのため、演奏中の観客の携帯電話の着信音や話し声はもちろんのこと、席を立ったり移動することも許されておられません。音楽コンクールを理解しマナーを身につけた上で、このコンクールを楽しんでいただけたらなと思っております。

吉田委員

私も時々見に行かせていただくんですが、コンクールで演奏される楽曲自体あまりなじみのない曲が多く、私も少し難しいような感じがあります。しかし、一般の演奏会と違った雰囲気、演奏者の緊張感や一所懸命さは十分伝わってきます。このコンクールの魅力を多くの方に知ってもらうためには、市内の方だけではなく市外、県外の方への呼びかけをされるのも一案と思うんですが、その点はどうでしょうか。

生涯学習課長

演奏者はコンクールで高い評価を得るために、難しい楽曲を選曲する方が多くいます。最初からコンクールに足を運ぶというより、毎年10月頃に実施されております招待演奏会に来ていただくほうが親しみやすいというふうに思っております。コンクールでの上位入賞者が聞きなれた曲や日本語での楽曲も演奏されるため、親しみを持って楽しく聞くことができます。そういうことからクラシックを楽しんでいただくことが、コンクールの予選、本選の入場者増につながればというふうに思っております。また、市外、県外の方への周知につきましては、毎年コンクールの実施要綱を全国の音楽大学等へ送付する際に、応募の呼びかけとあわせてポスターなども送付しておりますので、コンクールの周知も図っていただくように各大学のほうにはお願いしております。また、飯塚新人音楽コンクールのホームページでも紹介しております。今後は文化会館と同様な文化ホールなどにもポスターの掲示をお願いするように考えております。

委員長

同じく268ページ、社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

268ページ、社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金についてお尋ねをいたします。その活動内容と実績はどのようになっておるのか、お尋ねをいたします。

中央公民館長

学習ボランティア等謝礼金につきましては、生涯学習ボランティアネットワーク事業におけます予算執行でございまして、社会教育や生涯学習の分野で学習指導や支援ができる市民を登録いたしまして、実際に学校や幼稚園、保育所等の要請に応じまして適切な指導者、人材を派遣する事業でございまして。市民の学習機会の拡大や学習支援とともに、市民学習支援ボランテ

ィア活動を推進することで、本市の生涯学習の体制の確立を目指して実施しておるところでございます。平成23年度の派遣者数は2,361人、派遣対象者人数は40,796人の実績となっており、学習内容といたしましては英会話や手話、本の読み聞かせ、書道、茶道などの文化活動、ニュースポーツなどの体育指導、農業や伝承遊びなどの体験活動など、多種多様に及んでおります。なお、現在のボランティア登録者数は1,004名でございます。

梶原委員

では、その決算額の内訳はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

中央公民館長

生涯学習ボランティアネットワーク事業により派遣をいたします指導者に対しましては、1回あたり1,500円の謝礼金を支払っております。平成23年度はこの1,500円に派遣者数2,361人を乗じた354万1500円が決算額となっております。また派遣先といたしましては、延べ回数で小学校が1,157回、中学校が163回、児童館、児童クラブが136回、幼稚園、保育園が20回、子育て支援センターが13回、その他自治公民館等で193回となっております。

梶原委員

この事業での効果、それからまた成果、それから現状の課題や問題点についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

中央公民館長

学校の児童生徒をはじめ市民の要求課題あるいは必要課題に対する学習機会の提供が実現されておりまして、いつでもどこでも誰もが学べる生涯学習の体制づくりが構築されているものと思っております。反面、派遣者数や派遣先対象者数は増加傾向にありますけれども、中には派遣の機会が少ない登録者もいることから、活動機会の拡大に向けた広報やPRなどに力を入れていく必要があるかというふうに考えております。

梶原委員

実績の中では小中学校での活用が多いということですがけれども、学校教育と社会教育が連携する代表モデルの1つとしてとらえることができるのではなからうかと思えます。では、この事業について今後これからの展開と言いますか、そういった方向性についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

中央公民館長

今後、飯塚市が目指しております教育では、飯塚市小中一貫教育構想を進めることとしております。その柱の1つに学社連携、地域連携の推進を掲げているところでございます。学校教育以外の教育活動を地域の教育力を活用して展開していくことは、学校の児童生徒にとって学びの機会が増加、拡大するとともに、市民による地域貢献やボランティア活動が推進されますことから、小中学校はもとより学習者と学習支援指導者、両面の拡大を図りながら、学んだことが地域で生かされる知の循環を築いていくよう、事業を展開していきたいと考えております。そのため、一人一人が持つ学習課題を問題提起することで学習意欲を喚起したり、指導者となる人材の確保等に努めてまいりたいというふうに考えております。

梶原委員

このボランティア事業には千人以上の登録者がおられるわけで、今後社会教育、それから生涯学習で培った知識や能力が学習要求や要請に役立つことは、優れた教育環境が地域でつくられていくことにならうと思えます。現状の課題や問題点も解決しながらですね、この事業の充実、拡充を要望して終わります。

委員長

次に270ページ、社会教育総務費、PTA活動事業費補助金について上野委員の質疑を許

します。

上野委員

270ページ、社会教育総務費、PTA活動事業費補助金についてお伺いをいたします。この補助金の目的を教えてください。

生涯学習課長

この補助金の目的でございますが、飯塚市小中学校PTA連合会が行う児童生徒の健全な成長を推進する青少年教育の普及と、PTA会員の資質向上及び教育の振興を目的とした活動を支援することにより、飯塚市における社会教育の発展を図ることが目的でございます。

上野委員

補助金の算出根拠を教えてください。

生涯学習課長

児童生徒1人あたり75円を乗じた金額を現在補助しております。児童生徒1人あたり75円としたのは、平成19年度から合併当初の平成18年度は、事業活動を行う単位PTA、各小学校でございますが、に対して個別に補助金申請を受理し交付しておりました。支給総額は合わせて80万8千円ございました。平成19年度の予算編成にあたり平成18年度補助金額80万8千円を、その年度の児童生徒数では割り戻しますと1人あたり75.8円となり、平成19年度より児童生徒1人あたり75円としたものでございます。

上野委員

補助金の使途を教えてください。

生涯学習課長

各小中学校単位PTA又は中学校区単位のPTAの合同で実施している事業、親子活動とか清掃活動、講演会などに使っております。

上野委員

このPTA補助金は、校区ごとにはどのように配分をされておるのでしょうか。

生涯学習課長

補助金のうち事業費として各小中学校34校に2万円ずつの計算で合計68万円を事務局で管理しております。各小学校の単位PTA又は中学校区の班単位でそれぞれ研修活動とか親子活動、清掃活動、講演会の開催などを行い、その活動経費を事務局に請求してもらうようにしております。補助金76万2575円から、これは23年度でございますが、68万円を引いた残りの金額については、専門費として総務委員会、家庭教育委員会、安全調査委員会の活動、また年に1度行っております教育講演会にかかる経費として使っております。

上野委員

これによってどのような効果、成果があるというふうに認識をされておられますか。

生涯学習課長

地域教育力向上のためにPTA会員の長期継続活動が重要であり、平成23年度においても各委員の活動、単位PTA相互の連携、教育講演会といった家庭教育活動事業が継続されたことで本来の目的どおりの成果が得られているというふうに思っております。

上野委員

本来の目的どおりの成果を得られているという認識です。多少硬直化している面がございます、PTA活動も、積算根拠もお聞きすると、この根拠でいいのかなというふうに思うところもありますので、PTA活動の事業の活性化のきっかけのためにも、補助金拡充の方向で見直しをしていただきますように要望しておきます。

委員長

次に同じく270ページ、社会教育総務費、子ども会指導者連絡協議会補助金について上野

委員の質疑を許します。

上野委員

社会教育総務費、子ども会指導者連絡協議会補助金についてお伺いをいたします。まず、この組織の内容や活動状況がどのようになっているのか、お知らせください。

中央公民館長

飯塚市子ども会指導者連絡協議会は、市内12地区に組織されております地区ごとの子ども会指導者連絡協議会によって編成されておまして、各地区の子ども会指導者連絡協議会の上部組織が飯塚市子ども会指導者連絡協議会という関係になっております。地区の子ども会指導者連絡協議会では、地区内のボランティアによる指導者や保護者が、地区内のすべての児童生徒等を対象に異年齢交流や集団学習、社会規範の習得等を目的にスポーツや文化活動行っているところがございます。上部組織の飯塚市子ども会指導者連絡協議会では、各地区子ども会の役員によりまして毎月の役員会や理事会の開催による情報交換を行ったり、指導者研修、球技大会、子ども祭りなどの実施をしております。

上野委員

補助金の算定基準を教えてください。

中央公民館長

子ども会指導者連絡協議会に対する補助金の算定基礎ですが、毎年度9月末現在の市内3歳から14歳の人口に100円を乗じた額を補助金額といたしまして算定し、交付いたしております。平成23年度は9月末現在の3歳から14歳の人口13,662人が算定基礎となっております。

上野委員

この市補助金交付の流れについてお伺いしますが、上部組織と言われた飯塚市子ども会指導者連絡協議会と12地区の子ども会指導者連絡協議会との関係、内容はどのようになっていますか。

中央公民館長

市の補助金の交付先であります飯塚市子ども会指導者連絡協議会から、下部組織でございます各地区子ども会には活動支援を目的として1地区当たり84,000円が交付されております。また、これに加えて、市の大会でございますキックベースボール大会とかかるた大会の予選を開催する場合、1地区に対して7,000円を、それから市の大会で上位の成績をおさめましたチームが筑豊地区の大会に出場する場合には1チーム3,000円が別途補助として交付されております。

上野委員

ではこの補助金の成果と課題、そして今後への対応をどのように考えられているのか、教えてください。

中央公民館長

少子化が進んでおりますことから、活動の規模が小さくなったり、また大人の関わりが特定化している現状を踏まえまして、中学生や高校生など将来の活動を担うリーダーの養成に力を入れるとともに、青少年健全育成会など地域の各種団体やNPOなどとの連携を強化しながら地域一帯での協働体制を構築していくことが重要と考えております。そのため現在各地区で進められておりますまちづくり協議会の活動など地域コミュニティ、市民の公益活動の中に子どもにかかわる活動が取り組んでいかれるよう各種団体間のネットワークに子ども会の参画を促していきたいというふうに考えております。

上野委員

少子化や核家族化が進行している中、地域の教育力の重要性の観点などからも子ども会活動

の支援を可能な限り要望したいんですが、地域ごとの実情にかなり差があると思いますので、細やかな対応も重ねて要望して終わります。

委員長

次に同じく270ページ、社会教育総務費、子ども会指導者連絡協議会補助金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

いま上野委員からも子ども会指導者連絡協議会については縷々質問があり、答弁もありましたが、現在、飯塚市全体と言いますか、昔は各地区ごとに子ども会組織があったわけですが、本市における各単位自治会と言いますか、そういったところでの子ども会活動もまだ行われておることだと思いますが、飯塚市全体で単位の子どもの会組織がどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

中央公民館長

市内276自治会のうち自治会単位で子ども会が組織されております自治会が、平成24年4月1日現在で177自治会となっております。数については以上でございます。

梶原委員

だいたい276自治会の中で177ということで、まだまだそれぞれ地域で子ども会活動が行われておることですから、今後、本市としてもそういったところにももう少し光を当てていただいてですね、先ほど上野委員も言われておりましたが、子ども会指導者連絡協議会のますますの発展を望むためには、やはり補助金の増額等を考えていただいて、きょうはちょっと増額の話ばかりさせていただいておりますが、厳しい財政状況の中でも、特に子どもたちの健全育成のための活動資金となる補助金でございますので、十分考慮していただきたいと思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:26

再 開 15:35

委員会を再開いたします。

272ページ、公民館費、自治公民館運営費補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

272ページ、公民館費、自治公民館運営費補助金についてお伺いいたします。補助金交付の目的、また算定基準を教えてください。

中央公民館長

自治公民館運営費補助金は、自治公民館における社会教育の推進と自立的な地域活動の促進に資するために交付をしております。平成23年度は276の自治公民館と3つの支館に対しまして、1自治公民館あたり均等割3万円、支館では2万1500円に、1世帯あたり60円を加算した額が補助金となっております。

上野委員

交付された自治公民館数及び交付額の多い地区、少ない地区の状況を教えてください。

中央公民館長

補助金の算定基礎から地区ごとの交付総額は自治公民館数とほぼ比例をしております。最も多い地区が穂波地区の49自治公民館に対しまして総額104万3580円、最も少ない地区が菰田地区の10自治公民館に対しまして総額38万3220円となっております。

上野委員

その補助金の使途はどうようになっているのか、教えてください。

中央公民館長

補助金の使途といたしましては、自治公民館での研修会、敬老会などの催し、子ども会活動事業等の経費の一部などに活用されているものが主なものでございます。

上野委員

補助金の成果や課題をどのようにとらえられて、今後どのようになされていくおつもりなのか、教えてください。

中央公民館長

自治公民館ごとの活動支援をすることで、社会教育の推進や生涯学習の振興を図っているところでございますが、より活発な活動を行っていただくことで、地域コミュニティの活性化や自治能力の向上が果たされていくものと考えております。そのような観点から活動支援の充実とともに地域の実情に応じて活動がより自主的、自律的に、そして柔軟に使途できるように支援のあり方を関係各課と連携して構築してまいりたいというふうに考えております。

上野委員

23年度市全体の交付額は1076万2020円と、決してこれだけを見ると少なくないんですけど、各自治会ごとに交付される補助金の一番少ないところで38万3220円というのを見ると、決して多くもないのではないのかと思います。これは均等割と1世帯あたりの加算額が基準になっていますが、いくら世帯が少ない自治会でもやらなければならない基本的なことというのは変わらないところがあると思いますので、均等割の見直しも含めてですね、またこの自治公民館運営補助金ほどですね、個別の補助金から総合的かつ柔軟に対応できるような、使途できるような創意工夫をお願いしておきます。

委員長

次に282ページ、保健体育総務費、各地区社会体育振興会補助金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

282ページ、保健体育総務費、各地区社会体育振興会補助金についてお伺いします。この補助金の目的及び算定基準を教えてください。

生涯学習課長

まず目的でございますが、地域住民の体力増進と親睦及び地域スポーツの振興に寄与することを目的としております。算出基準でございますが、明確な算出の根拠はございません。合併前の旧飯塚8地区の補助金額に新しく4地区が加わりましたので、旧飯塚の8地区の補助金額に1.5倍してその金額を補助総額としております。この枠で決めた金額についてその8割を12地区で均等割りし、残りの2割について各地区の世帯数ごとに振り分けております。

上野委員

補助金の使途を教えてください。

生涯学習課長

補助金の使途につきましては、各地区のスポーツ大会とか運動会などの事業経費並びに運動用品などの備品購入に使っております。

上野委員

12地区に割り振りをされているわけですが、一番多いところと少ないところの金額を教えてください。

生涯学習課長

多いところでございますが、穂波の体育振興会が23万2854円、一番少ない体育振興会が菰田で16万4299円でございます。

上野委員

これによってどのような成果があつておると認識をされてますでしょうか。

生涯学習課長

事業面では大会、教室の開催数がふえ、地域ぐるみでの活動がふえたことによるコミュニティ力の強化などが挙げられます。また備品購入により、グランドゴルフやソフトバレーボールなどの誰もが気軽に楽しめるニュースポーツが広く浸透し、愛好者による団体がふえ、健康増進につながっているものというふうに認識しております。

上野委員

各地区の体育振興会については、今後行政のほうからもずいぶんお願いをしていかなければならない部分がたくさんあると思うんですね。各地区の実情に応じてですね、心配りをさせていただきますようお願いをしておきます。

委員長

次に282ページ、保健体育施設管理費、保健体育施設整備費について道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

飯塚野球場維持管理委託料224万5950円及び保健体育施設整備費1986万9150円に関して質問をさせていただきますけれど、飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の90ページで、保健体育施設管理費において維持管理業務の目的の意図には、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう施設管理を行うとありますが、市内の各野球場の利用状況は利用者が安全、快適に施設を利用できる状況にあるのか、まずお尋ねいたします。

生涯学習課長

飯塚市内には飯塚野球場、穂波野球場、筑穂野球場、庄内野球場、穎田野球場の5つの野球場がございます。利用者が安全、快適に施設を利用できるように施設管理を行うよう努めているところでございます。

道祖委員

5つの野球場があるわけですが、この利用制限を施設の安全管理上、利用制限を設けている野球場があると思いますけれど、どこどこでしょうか。

生涯学習課長

飯塚野球場、庄内野球場、穎田野球場につきましては、一部制限を設けております。

道祖委員

ご承知のように、今年は福岡県代表で飯塚高校が甲子園に出ました。これは高校野球の場合は硬式です。筑豊地区は特に子どもたちの野球に対する関わりというか、取り組みというか、そういうものが熱心だというふうに私は思っております。中学生においても硬球を使ったリーグがあつて、活発にやっております。そういうすそ野がね、今回の甲子園に地元の高校が甲子園に行くきっかけになっているのではないかと感じておりますけれど、その中学のリーグの関係者からですね、庄内野球場を使って、招待野球といたしますか、飯塚市の全部の野球場を使って招待野球をやりたいと。要は地区のリーグ戦をやりたいと申し入れをしたら、来年度から庄内野球場は使わせませんと、今も庄内野球場はキャッチボールとバッティングだけにしか硬球の場合は使わせていませんと、担当課の返事だったということなんです。それで、どういうふうになっておるのかということなんですけれど、庄内野球場は硬式野球の試合に、中学生のリーグとかに使うことができるのかどうか。

生涯学習課長

現在、庄内球場では高校生以下の練習につきましては、認めているところでございます。試合に関しましては、庄内野球場は両翼が90メートル、センターが112メートルと、現在硬式野球を認めています筑穂、穂波の球場に比べて狭いこともあり、高校生以下という制限は設

けさせていただきますが、試合で使いたいという申請があれば、利用者と協議を行い、球場周辺への周知を図り、安全に利用することを条件に許可したいというふうに考えております。

道祖委員

そういう答弁いただきまして安心いたしました。関係者にはその旨を連絡いたしますけれど、公共施設のあり方に関する第1次実施計画の中に公共施設、野球場のあり方というのは、これは明記されているんですね。「庄内野球場及び瀬田野球場は、少年野球をはじめ、野球を通じた地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続するが、地域の生涯スポーツ事業等を担うことが期待される地区体育振興会又は地域関係団体等によりネットワーク化されたコミュニティ団体等により自主・自立的な管理運営が行うことができる体制が整った段階（平成22年度を目途）で公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は、野球場としての機能を継続した中で、当該団体に無償貸与する。」というふうになっておるんです。この22年を過ぎても現状は野球場として維持されておるわけですけど、この文章から読む限りにおいてはですね、該当する団体にそういうふうな措置ができないならば野球場として維持をするということになっているんです。で、先ほど言ったようにですね、安全性の面から飯塚市内にあります立岩の野球場も利用制限されている。庄内のこの野球場も制限されている。今後どうするのかはつきりね、あるから利用させてくださいというふうになってくるわけですよ。なおかついま言ったように飯塚高校のような地元の学校が甲子園に出ていくような幅広い活動もしている。廃止をするのか、ここに書いているように廃止をするとしても地元に対して無償貸与とか譲渡していくとかいうことになっていくならば、安全面を整備して結論を出していくのか、もう全く何もしないで売却するとか、いろいろな方法が考えられるんですけども、そういうことについて考え方がどうなっているのか、その点について教育委員会の考え方をお尋ねしたいと思います。

生涯学習課長

市内には5つの野球場がございます。それぞれ広さも大きさも違ってまいりますので、現行においてはその広さに見合った範囲内で使用していくものというふうに考えております。また、球場においては極端に狭い球場もございまして、高校生以上、一般人が使うと打球の距離等を考えて危険を伴うものについては条例に基づいて使用制限をかけさせていただいて、使える部分において使っていきたいというふうに考えております。

道祖委員

だからお尋ねしているのは、野球場としての機能を継続した中で、野球場の機能ということはどういうことなのかということをおっしゃっているんですよ。安全管理面で使用制限を教育委員会としては、している施設なんですよ。あなた方の施策の成果説明の中には、利用者が安全快適に施設を利用できる施設管理を行うことを目的にしていると、しかし現実にあるやつは安全で安心して使えない施設で、施設管理上問題があるから制限をかける。しかし、ここに書いているのは、野球を通じた地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続する、こういうこと書いているわけですよ。言っていることとやっていることが矛盾していませんかということをおっしゃっているんですよ。だから、その対応について今後どうするのか。いま言ったようにこういう問題があるから利用させてくれ、そしたらご答弁がありましたけど、申請者と協議を行って安全確認を使用者側で確保をして使ってください、使わせませう。それはそれで使えるようになるから、それは結構なんですけれど、本来ならば施設管理に問題であるから安全管理上制限をかけるということですから、問題があるということをおっしゃっているならば、その問題を解決することが必要になってくるんじゃないんですか。そういうことをおっしゃっているんですよ。市が施設管理の運営上、5つの野球場を維持管理することができないとするならば、今後きちっとどうするのか、あなた方が書いているのは22年度までにきちっとやっていくという方向を持って取

り組んできたんだけど、結果として、今の段階では、その目途が立っていない。しかし自分たちでは評価している、ちゃんと安全安心で使える施設になっています、やっています。けれど利用者にとってはそうはなっていない。この矛盾についてどうするんだということをお尋ねしているんです。課長じゃだめでしょう、課長は同じ答弁になるでしょうから、部長なり、教育長なり、副市長なりにご答弁いただきたいと思います。

生涯学習部長

質問委員が言われますように、公共施設のあり方に関する第1次実施計画のとおり、いま現実には受け入れ側の体制等がまだ整っていないこともあり、進んでないのが現状でございます。また、施設については、野球場について特化してお話すれば、市内に5球場があり旧町市で1場ずつ持っておりましたが、先ほどから担当課長が申しますように、例えば、庄内野球場につきましては設置当時なかったバイパスがすぐ横に通っているとか、立岩の飯塚市の旧野球場についても隣接して学校があり、フェンスも相応に高くはしておりますが、大人が硬球で野球すると飛び出して子どもたちに危険もあるということもございますので、嘉穂高校、東高校の定期戦以外については一定の条件を付して利用してもらっているところでございます。また野球についても硬式野球、軟式野球、ソフトボール等とありますので、その形態に応じて球場の使い分け等を利用者の方をお願いしているところでございます。ご質問の、今後どうするのかというところにおきましては、例えば颯田野球場等におきましても年間を通じて非常に多い利用者がございますので、現状のままで利用できる範囲においては現状のままで結構なんですけど、例えばバックネット等の腐食がいま見られておりますので、ある程度予算を組んでそういう整備を行いながら地元を引き渡せるような状態で渡していきたいというふうに考えているところでございます。

道祖委員

颯田について言及をされましたけれど、庄内球場についても、これも同じ考えであるというふうに理解していいんですか。ここも公共施設のあり方等に関する第1次実施計画の中の資料によると、利用者は万を超えてきていますからね。

生涯学習部長

庄内野球場につきましては、先ほど言いましたように設置後に横にバイパスを通して、相応に狭いので危険だろうという判断をいたしておりましたが、実際法面等でかなり緩衝地帯が多くて、打球がバイパス等に転がることは少ないというような判断のもとに、現状のままですね、大会等におきましては周辺の方に周知したり、安全確認をしたりしてしながら、現状のとおり利用していきたいというふうに考えております。

道祖委員

金がない中でね、いろいろ工夫をされていくということについては理解します。ただ利用者の立場に立ってね、やはり説明してってください。そうしないと、何ですかという話になってしまうんですよ。結果として施策はつくっているけど施策どおりにいってないんだから、現実的にはね。だから、そういう利用者の立場で担当課は関係者に説明をお願いいたします。これ以上このことは踏み込んで質問はいたしませんけど、それはできるでしょう、課長。

生涯学習課長

そのとおり周知いたしたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

少しかだけ質疑させてください。先ほど質問しました教育振興費について2点ほど追加で質疑させてください。市の単費で配置できる市費負担教員の配置数というか、そのあたり、どの程

度自由に配置できるのか。具体的に申し上げますと、県費の負担教職員でありますとその小中学校で児童生徒の数に応じてある程度配置する数が決まっているというふうに言われましたが、市費負担教員に関してはどの程度配置できるのか、市でどの程度自由に配置できるのかというのを教えて下さい。

学校教育課長

具体的に申しますと、県費からまず説明させていただきますと、県費は定数が40人ということになっております。市費につきましては1クラス35人以下になるところ—
(「答弁が違う」という発言をする者あり)

あ、すいません。ありません。

永末委員

県費負担教員のような形で児童生徒の数による縛りはなくて、自由にとということによろしいでしょうか。もう1点なのですが、市費負担教員の配置により正規の職員の方が、教育にある程度専念できたというような事例といたしますか、そういったこの報告事例などは教育委員会のほうに上がってきたりしているのでしょうか。

学校教育課長

先ほどもご答弁申し上げましたけども、より児童生徒が抱える問題に即した生徒指導が、配置されることにより、教員がふえることにより、細かく見れるというようなことがあるというふうに考えております。

永末委員

もう少し、一般的な形ではなく、できるだけ、例えば今まで正規のみで対応していたところに正規プラス市費負担の教員が入ったことによって、例えばいま教員の方、いろんな教育カリキュラムのみでなくていろんな部分でされますよね。いじめの問題、不登校の問題とか抱えている問題がありますんで、そういったものをスクールカウンセラーであるとかソーシャルワーカーなどが入ることによってその部分を負担できたので、正規の教員の方が教育にある程度専念できたというようなことがあるのかなと思っております。

学校教育課長

市単費でいきますと、介護支援教員も入りますが、介護支援につきましては特別支援学級のみならず、発達障害の通常学級にいます発達障害の生徒について1人で授業するところを必ず2人入って細かい指導をやって、児童生徒の支援ができるということはたくさん事例がありますけども。そのほか、市費につきましては40人から35人になってクラスが2つに分かれていますので、より細かく子どもたちに指導できるというようなことで、問題傾向も少なくなってきたと、より問題傾向も見えていじめ等の発見もしやすくなったという事例はあります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

宮嶋委員

すみません。251ページの人権同和啓発事業で、ちょっとパニックになって言い忘れたことがありましたので。人権ネットのことですけれども、委託料2880万円あまり、大まかなものが指導員の人件費だというふうに言われました。これに消費税がかかるということで私びっくりしたんですけど、この積算根拠というか、算定の基準を教えてください。

人権同和政策課長

委託料の算定の基準ということでございますが、主に指導員の人件費の賃金を計上されておりますので、この算定につきましてはですね、NPOに委託する前までは各公民館に市の嘱託職員を配置しておりましたので、委託料算定につきましては、その嘱託職員相当の算定を基準にいたしております。

宮嶋委員

嘱託職員はNPOに委託するまでは9人だというふうにおっしゃったんですか、8人とおっしゃったんですかね。

人権同和政策課長

委託する前は各地区、8地区に1名と、あと隣保館、立岩会館のほうに社会同和の専門の指導員、あるいは学校同和専門の指導員、計10名程度の職員がおったと思っております。

宮嶋委員

そのときは10人分の嘱託職員の賃金、この分が支払われていたということですか。

人権同和政策課長

そういうことでございます。委託によりましてですね、2名程度分の行革がなされたというふうに認識いたしております。

宮嶋委員

8人分の賃金と言われてはいますが、NPO法人の中で分配されているんでしょうけど、全員同じ賃金をもらわれているということですか。

人権同和政策課長

市が予算を計上する際の算定基準といたしましては、嘱託職員級の賃金を8名分ということで算定をいたしております。

宮嶋委員

委託料を決める基準として8人分で計算しているけれども、受けられた法人がその中でどういふふうになっているかというのは、わかっていないということですかね。この人権ネット飯塚の予算書なり、決算書なりは飯塚市のほうできちっと把握をされておりますか。

人権同和政策課長

毎月ですね、活動報告なりを上げていただいておりますので、活動状況なり実施状況につきましては、きちんと把握をいたしております。

委員長

課長、決算書。決算書は把握されてますか。

人権同和政策課長

決算書ですか。決算につきましても年度末にですね、きちっとチェック、あるいは把握をしているところでございます。

宮嶋委員

賃金が10人から8人と少し減ったということですが、諸々の例えば事業費だとか、特に消費税もこれ倍になりますからね。そういうので結局委託することで節減効果が本当に出ているのかなという疑問を持っております。これはずっと人権ネットとは随意契約で行ってあるわけですよね。一般に公募するとか、そういう考えはないんですか。

人権同和政策課長

人権ネットにつきましては、特定非営利活動促進法いわゆるNPO法の第10条の規定によりましてですね、県知事より人権啓発事業などを認証された法人でございまして、人権問題を熟知されかつ啓発業務のノウハウを持っている市内業者というものがほかにないということからですね、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきまして、人権ネット飯塚と随契をいたしておるところでございます。

宮嶋委員

結局、嘱託職員が8人、今まではいろんな公民館とかにいたから、10人いたということだったんで、8人の方を市のOBだとかいわゆるそういう大変詳しい方、いっぱいこの中にもいらっしゃると思うんですが、そういう方を直接嘱託職員として雇用して、市が直接運営すれば

もっとこの経費が省けるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

繰り返しの答弁になりますけれども、ネットへの委託前につきましてはそれ相応の職員を配置いたしておりました。それを平成17年にネットに委託した際にですね、10名を8名へと変更いたしておりますので、財政上ですね、適切な委託というふうに認識をいたしております。

委員長

宮嶋委員、多分平行線ですと行くと思うんで、お願いします。

宮嶋委員

だからですね、10人は必要性があって10人だったかもしれないけど、今1カ所でやっているわけですから、これを例えば今8人に減らしてもっときちっとやっていけば、これが7人でも6人でも嘱託職員でやれるのではないかなということも考えてですね、あえて委託にする必要はないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺また部長にぜひ検討方をお願いしたいということで、答弁を求めます。

副市長

ちょうどこれを委託したのは、私が当時部長をしていたときに委託したもんですから、ちょっとだけ補足しておきます。いま担当課長のほうが10名が8名というふうに定かでないだろうと思いますが、確かに今の数よりもですね、当時は嘱託がたくさんいました。ただ、それでもまあ団体のほうと話しまして、うちも行革やっているから嘱託の数は実際10人程度本当はいったんですが、もう9名ぐらいで乗り切ったということもございます。そして、それを最終的にはいま課長が言いますように、当時の8人分ぐらいでやっていますが、それ以外にも職員も減らしていますので、正直その効果があったから、私は踏み切ったわけです。それともう1点が、経費だけじゃなくて、飯塚市はその当時、年間どの程度その地区で研修とか講習会をやっているかという回数ですね、これを2、3割ふやしてもらわんといかんですよという条件をつけたんです、そのNPOのほうに。そしたら見事に、それはですね川上議員がおっしゃったか何かに質問はありまして、それは当然クリアをして研修、講習会がですね、ずいぶんふえて参加者があったということで、経費も非常に安くあがったし効果もあったということで、それが今日まで引き続いてやっているという状況でございます。ですから、単純に嘱託職員だけじゃなくてですね、職員のほうも1人分ぐらい確かなくなったという、私もそれだいたいぶん前の話ですので記憶が定かではございませんが、相当金額的にも経費も安くなるということで踏み切りましたし、もう1つはその啓発事業を我々が直接するよりも大いに効果があると、その効果を上げてくれということも条件を付してやっていますので、回数、参加人員ともですね、確か私の記憶では相当効果があったということで、踏み切ってよかったなという、最初の年にそういう質問もあったし、そういう答弁をしているというふうに思っております。ですから、また改めてうちのほうに戻してやるのは経費の増にもなりますし、今の行革の流れに逆行するような形になりますので、正直申し上げて、それを元に戻そうという考えはございません。

宮嶋委員

正規の職員なり嘱託職員でできなかったけれども、民間だったらやれたってというのはちょっとおかしな話で、職員の質を高めていけばいいだけの話じゃないかなというふうに思います。ぜひ何でも委託料でやってしまう、それもある特定の団体の法人、こういうものに委託していくというのはおかしいんじゃないかなということをおし上げて、終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員

すみません、1点。先ほど道祖委員の野球場の話なんですけど、市民団体からの申し出のとき

には担当課としては使えないのでということでお断りというか、ちょっと使えませんか、安全面も含めて使えませんかというようなことだったんでしょうか。

生涯学習課長

市内には5つの野球場がございまして、それぞれ規模が大きいものから若干小さいものまであります。そして野球団体につきましては、小学生の軟式野球チームから大人の硬式野球チームと、打球の距離とか強さとかいろいろな要素を兼ね備えておりますので、それに見合ったチームというか、それにあわせて球場もうちのほうをお願いしている部分があります。全てでOKなのが、筑穂野球場と穂波野球場については小学生から大人の硬式まで使えるようになっておりますが、一番小さな頼田球場につきましては、軟式野球に限って、いま使用を制限しております。そういう部分がございまして、球場によっては使える団体といますか、球の種類とか、大人とか子どもとかいうところで一部制限をかけているものがございます。

松本委員

いろいろ今ご説明いただきましたけれども、庄内をまず借りたいと言われたときに、いやいやちょっとあそこは駄目ですよというお断りをされたんでしょう。違うんですかね。

生涯学習課長

試合についてはちょっと最初はお断りをしました。

松本委員

いやいや、それで決算委員会でお話をしたら、それは確認をして、いいですよと今度は言われているんですよね。そうでしょう。使っていいですよということを言われているんでしょう。違うんですかね。

生涯学習課長

高校生以下の団体について、使用するにあたって使用日の周知を行った上で、安全が確保できるのであればということを経営に許可するように考えております。

松本委員

あのですね、市民サイドが何でもです、借りたいとか、使いたいとか、行きたいとか言ったときに、理由があってそれはできませんよということを経営に言われてるんだと思うんですが、じゃあここで誰かが質問をして、それはおかしいじゃないかと言ったら、あなた方は考えますと言われるのであれば、市民サイドがそういう要望をしたときにですよ、なんでちゃんとした対処をしないんですか。仮に課長がその申請をしに来た方だとしますよ、いやいやそれはだめなんですよと、誰かに頼んだ、あそこは貸さんとちですばい、なしでっしょうかなと、そんな話になって、それは聞いてみようかと、そしたら貸すと。あなた方は自分の仕事に責任を持たないからそんなことになるでしょうも。これできたからいいとかね、できなかったから悪いとか、そういうことじゃないんですよ、私が申し上げようのは、それは借りられるようになったからいいでしょう。いいでしょうが、市民サイドがお願いしたときには、必ずあなた方はその立場に立ってするのが行政でしょうも。スポーツの管理がどうの、安全性がどうのとかいう前の次元じゃないんですか。どうしても私はそこがちょっと引っかかりますので、道祖委員が言われていることなんですけど、今後それは考えないといかんと思いますが、どうですか。

教育長

今回の野球場の使用につきましては、使用を希望される側の細かな内容や要望事項を聞きとることも不十分でしたし、それぞれの球場の特性や規制について丁寧に説明をしてご理解をいただくというような手順についても、非常にうちのほうで不備がありましたので、今後このようなことがないようにしっかりと市民の声に耳を傾けながら、できることとできないことの精査を公平公正にやっていきたいと思っております。

松本委員

ぜひ、それをやってください。でないと、市民はなお何のことだろうと、私たちが言っても聞いてもらえんとか感じませんよ。ぜひその辺は、教育委員会だけではないと思います。しっかりとやっていただかないと、私はおかしいんじゃないかということをし添えておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

次に第11款 災害復旧費、第12款 公債費及び第13款 予備費、282ページから287ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第11款 災害復旧費、第12款 公債費及び第13款 予備費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 16:19

再開 16:27

委員会を再開いたします。

次に歳入についての質疑に入ります。第1款 市税から第10款 地方特例交付金、94ページから96ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています94ページ、市税、滞納繰越及び差押えについて宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

94ページの市税について、滞納繰越及び差押えについてということで質問させていただきます。まず最初にこの平成23年度の市税の収納状況、こういうことから現在の経済情勢、どのようにとらえてあるのか、お尋ねいたします。

納税課長

平成20年秋以降の世界的な景気後退の影響を受けた国内経済は依然として停滞ぎみであり、加えて昨年3月に発生しました東日本大震災の影響は現在も国内経済のみならず、さまざまな分野において厳しい状況を与えており、ここ筑豊地区を含む地方経済情勢も依然として厳しく、いまだに回復傾向とは言えない状況にあると認識しております。このことは、今月の月例経済報告でも「景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。」「先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれる。その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高い。こうしたなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要である。」とされております。本市の法人市民税の調定額を見ましても平成23年度は、22年度と比較しましても金額にして約2350万円、約2.1%の減少となっており、前年所得が課税対象となる個人市民税では約3850万円、約0.8%の減少となっております。このことは法人の業績は依然として回復傾向となっておらず、そのことは市民生活にも顕著に表われており、個人市民税は雇用先の賃金カットや解雇等による所得の減少が影響しているものと分析いたしております。

宮嶋委員

ありがとうございます。やっぱりどなたもそういうふうを考えておられると思いますが、大変な状況の中で、特に低所得者の方が多い、高齢者の方が多いという中で、皆さん大変な暮らしを

されているというのがいろいろな所で垣間見えます。そこで滞納の繰り越しについてお尋ねをいたします。市税の滞納繰越額の推移についてご説明をお願いいたします。

納税課長

資料2ページの上段の表をご覧くださいと思います。市税収入未済額の状況ということで、各税目別に21年度から23年度まで額を記載しておりますが、この収入未済額が基本的に滞納繰越額として次年度に繰り越されることとなります。推移といたしましては、21年度から23年度までほぼ10億円強の収入未済額が次年度に繰り越されており、23年度は約2600万円ほど増加しております。これを調定比で見ますと21年度は7.17%、22年度が7.23%、そして23年度では7.35%と約7%台で推移いたしております。

宮嶋委員

では、その原因はということだというふうにお考えでしょうか。

納税課長

この質問に関しましては、決算成果説明書の129ページをご覧くださいと思います。年度ごとの調定額は、実際には19年度以降、市税全体で減少傾向にありますが、滞納繰越額は10億円からは減少いたしておりません。原因といたしましては、厳しい経済情勢が地域経済にも影響して市税全体の調定額が減少していると考えております。そしてそのことが市民生活に影響しているために、現年度分は納付はできていますが、過年度分についてはそこまで納付できていないということが大きな原因であろうと分析しております。

宮嶋委員

皆さんやっとのことで、いま当面するお金を支払うということだけでももう本当に大変な状況で、滞納分も気になりながらなかなか払えないというような状況のようです。この固定資産税の滞納繰越分調定額が減少しているのはなぜでしょうか。

納税課長

委員ご指摘のとおり、固定資産税は21年度以降減少しておりますが、実際には19年以降から23年度まで減少傾向がございます。この主な要因は、固定資産税の現年分徴収率が98%以上で推移している関係上、滞納繰越額が減少し滞納繰越分の調定額が減少しているものと分析しております。

宮嶋委員

固定資産税の不納欠損及び滞納繰越額が、他の税目よりも大変多いと思いますが、それはどうしてでしょうか。

納税課長

資料の2ページの下段の表をご覧くださいと思います。委員のご指摘のとおり、平成21年度以降、23年度までの固定資産税の不納欠損額は、件数及び金額ともに大きいものとなっております。平成23年度では不納欠損全体と比較した場合、件数で約49.8%、金額で約63%を占めております。この要因は固定資産税は所得による課税ではなく、法令等の基準によって決定される評価額による課税であり、所有しております土地、家屋に対して課税がなされることから、毎年課税されるとともにその所有が続くこととなります。このため固定資産税の納付ができなくなり、その不動産等の差し押さえを行っても、不動産という財産を所有しているため、執行停止等の措置をとることも難しく、納付誓約書を提出いただいてもなかなか納付していただけないというふうなことになるまして、滞納繰越が発生いたします。その結果、滞納額が他の税目よりも多く累積するというふうな形になりまして、滞納繰越額が多くなるというふうな形だと分析しております。また不動産を購入する場合は、ほとんどの方が住宅ローンを利用されますけれども、取得時には金融機関等が抵当権を設定いたします。そのような状態で差し押さえを実施いたしましても、対象不動産が競売等の強制執行に移っても金融機

関への支払いが優先されるために、飯塚市での収入は期待できないこととなります。加えて競売及び購買を実施した後は、飯塚市の差し押さえも抹消されることから、回収が難しいことになり、不納欠損として処理せざるを得ないこととなります。このようなことから固定資産税の不納欠損額が多くなるものと分析いたしております。

宮嶋委員

大変な状況になっています。これの解決策というのは、ちょっと今のご説明でもなかなか難しいなというふうに思います。

次に、差し押さえについてお尋ねをいたします。市税の差し押さえ、現在の推移とか状況についてお尋ねをいたします。

納税課長

資料の4ページをご覧くださいと思います。市税に関わる差し押さえ状況と推移でございますが、市税全体の差し押さえ件数は、合併後は平成19年度をピークに毎年度減少しておりますが、表にございますように22年度、23年度とほぼ2千件といったところで推移いたしております。23年度の差し押さえ件数は市税全体で2,131件となっており対前年比75件、約3.65%の微増という見解になっております。

宮嶋委員

23年度の差し押さえ件数は22年度と比較して増加となっております。差し押さえ対象となる滞納額がとて突出してふえておりますが、この点について説明をお願いいたします。

納税課長

資料の4ページをお願いいたします。まずこの表は差し押さえの件数とその対象となった滞納額を表しております。その集計結果といたしまして、23年度は高額滞納者の処分徴収を集約的に行いました関係上、その滞納額が重複集計されて表のような数字となっております。例を挙げますと、Aさんが23年度に1千万円の滞納税があるために、不動産の保全目的で不動産差し押さえを1回、生命保険を発見して差し押さえ1回、預貯金を発見したために差し押さえ2回を実施したとすると、差し押さえ回数は4回、対象となる滞納額は4回かける1千万円ということで集計されます。そのようにカウントをしている理由といたしましては、いま説明したような場合に、1人の滞納者に対して1回しか集計しないとすれば、年度内で複数回差し押さえても件数は1件ということになりまして、金額も1回のみ金額となり差し押さえの実態を正確に表示できなくなるためでございます。23年度は先ほど申しましたように同一高額滞納者の差し押さえを複数回行っていることから、仮にその方をBさんといたしまして、市税における滞納額で見ますと、差し押さえ回数と滞納額は預貯金が4件で1億3200万円、生命保険が3件で9900万円、不動産差し押さえが9件の2億9700万円、不動産の参加差し押さえが6件で1億9800万円でありまして、その合計は22件で7億2600万円となります。実際にはこの方の市税滞納額は約3300万円でありまして、ほかにも同様の高額滞納者が数名おられますので、同様の処理を行っておりまして、これらの特別な事情の条件の差し押さえ案件を1件として考えますと、23年度の差し押さえ対象の滞納額は約7億円程度ではなかろうかというふうに考えております。

宮嶋委員

それでこういう数字になったということですが、これではなにか実数がいまいちわからない気がしますけれど、どうしてこういう集約の、今後こういう集約の仕方をされるんですか。

納税課長

先ほどもご説明いたしましたけれども、1人の滞納者に対して、何回かしたとしますと、それを同じ税目ですと、一番わかりやすく言いますと軽自動車税で差し押さえをした場合に、何回してもそれを1件というふうにした場合には、正確な差し押さえの回数はわかりません。

ですので、本当に差し押さえしたきちんとした回数は当然把握しておくべきだと。例えその方が1人であったとしても。そしてそれに対する差し押さえは、当然10回上がってくれば10回分の滞納税の分も計上しないとおかしくなります。そういうふうな考え方からこのようなカウントの仕方を従来より行っております。

宮嶋委員

従前からこのやり方なんですかね。例えば実際に滞納額がいくらかと、件数がいくらかっていうのを知るためには、いろいろ努力して、差し押さえされたのが努力と言っているのかは私の立場からは思いますけれど、これだけの仕事をしましたよ、このくらいの滞納額を差し押さえしましたよという金額はこれはこれでいいとしても、実際の数というか、件数と滞納額っていうのが、それはもう収入未済額のところでしか出てこないのですか。何かとてもわかりにくい気がするんですけども、改善の方法はないんですか。

委員長

これは、表の見方の問題なので指摘でいいですか。

納税課長

従来よりこのようなカウントの仕方で報告させていただいておりますので、今後もこのような形で行いたいと思いますし、ご不明な点がございましたら納税課のほうに来られればカウントの仕方はお教えいたします。

宮嶋委員

それから差し押さえ件数が減少傾向にあったけれども、平成23年度はちょっと増加をしているということですが、どういうことが考えられるのか、お尋ねします。

納税課長

合併後に市町の処分徴収の統一化を行いまして19年度は市県民税の低迷により、処分徴収強化を実施した関係上、19年度は差し押さえ件数が増加し、それ以降は減少傾向でありましたが23年度には微増という結果でございます。これは納税課といたしまして、税負担の公平性を図る観点から滞納税には差し押さえの処分徴収を基本的に行っております。これらが徐々にではありますが、市民の皆さまのご理解を得るところとなり、自主納付の増加等により現年度分収納率は向上しておりますけれども、滞納繰越額は一定のラインで推移している状況でございます。このため納税課といたしましては、課内部で税目ごとに徴収強化月間等を設定しまして、徴収強化に取り組んだ結果、若干増加したものというふうに分析しております。

宮嶋委員

その差し押さえの種類ですけれども、この場合の給与というのはいわゆる会社のほうに話をして、実際の給与から差し押さをされたという件数でしょうか。

納税課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

その場合は給与は全額ではなくて、その方によって金額の計算方法が、世帯の数だとかいうことで、あるということですが、そういう基準というのきちっと守られて差し押さえを行われているのでしょうか。

納税課長

会社をお願いいたしまして、給与の差し押さえ等を行いますときには、当然その控除額、控除すべき金額というのがございますので、それを控除した中で残った分の差し押さえ可能額を納付していただくというふうなことで処理いたしております。

宮嶋委員

ところがですね、一番最初の預貯金という欄なんですけど、ここで預貯金の差し押さえという

ことになる、役所のほうでは預貯金の中身がわからないというふうにはおっしゃいますけれども、会社のほうに聞けば、銀行振り込みなのか、手渡しなのかというのともわかると思うんですが、預貯金をすべて差し押さえるという、そこら辺が、もう1つ給与が含まれている、手当が含まれているというところがあるんですが、その辺の改善策というのを考えていただけないでしょうか。

納税課長

預貯金はうちのほうといたしましては、全額差し押さえを行って、その後に滞納者の方が来られまして納付協議が始まるわけでございますけれども、それまでの経緯というのがございまして、うちのほうが毎回申し上げておりますように、督促状を出しまして、その後催告状も出すと、そして電話連絡等もしましても来られない、連絡がとれない、やむにやまらず差し押さえを、その方と直接お話をするための手段としても取っているわけでございます。それをうちのほうがあえて食べる分だけ残して差し押さえるというふうなことにしますと、何を基準にするのかというふうなことになるので、それは全額させていただいて、その後にきちんとした納付交渉を行って、それから返すべきものは返す、納付していただくものは納付していただくというふうな形のほうがよからうかというふうに思っております。

委員長

宮嶋委員、毎年これは平行線で終わるんで、指摘なり、要望でお願いします。

宮嶋委員

預貯金ということで差し押さえられて、窓口に行きますと、結局その方はそのお金が今の時点で、ない時点で下ろしにいかれるんですけれど、じゃあ返していただく交渉をするけれども、今の時点では銀行のほうにありますと。銀行からこちらのほうに戻していただくように手続きをとるのに、どのくらい日にちがかかるんですか。

納税課長

銀行で差し押さえをいたしまして、役所のほうの口座に入ってくるまでに、早くて3日、遅くて1週間程度かかる場合がございます。

宮嶋委員

私は何度か行きましたけど、3日とかでは戻ってこない。特にですね、金曜日とかになると、週を挟みますでしょう。1週間では届かないという方がいっぱいいらっしゃるんですよ。その間、本当にもう財布の中には幾らもお金がないという方がいっぱいいらっしゃるんですよ。例えば、そのときに差し押さえした責任があるから幾らかでも支払いをすとか、そんなことはできないんですか。

納税課長

うちのほうでお金は持っておりませんし、そういうことはできないということでございます。

宮嶋委員

いついつ全額差し押さえしますよという連絡は、ご本人にはいついつしているんですか。

納税課長

いついつ差し押さえを行いますというふうな連絡はいたしません。

宮嶋委員

やっぱり滞納した方が悪いと、でもね、本当に払えないと、民間から借りたとか、借金取りが取りにこられるとかあると、どうしてもそっちを先に払って、役所が後になるっていうのはもちろんあります。だから、滞納することはその人がいいということにはなりませんけれどもね、ぜひ、早急にそういう相談があれば返金する方法をですね、市役所では週のうち2日しかお金を出せないというように決まっているから、そのくらい時間がかかるんでしょう。その辺の改善はできないんですか。

納税課長

これは金融機関のご都合上もございませし、うちのほうから早くしろというふうなことも当然言えるわけではございません。それと、これ毎回お聞きすることなんですけれども、私ども納税課といたしましては、毎年度課税される税額を生活困窮を理由に完納できないというのであれば、それは納税課において、国税徴収法や地方税法に基づき滞納整理として取り扱う業務ではなく、税法や条例等で賦課条件の変更や生活保護の申請といった問題も含めて検討すべきではないかというふうに考えます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

95ページの市税で、そこにずっといろいろ書いているんですけど、この意見書の中のほうが詳しいんで、ちょっとお尋ねしますけど、市税の中で伸びているのは軽自動車税と入湯税ですね。軽自動車税は登録台数がふえたから伸びたんだろうと思いますけれど、どういうふうに伸びていっているのか、ちょっとその辺をお尋ねします。それと入湯税もふえているということで、ふえた理由をお尋ねしたいんです。

納税課長

軽自動車税はうちのほうであずかっておりますので、軽自動車税は納税課のほうで回答させていただきます。こういうふうに景気が悪くなりまして、また去年の東日本震災というふうなことで、非常に皆さん乗り換える、軽自動車に乗り換える方が非常に多くなれたということで、調停自体も多くなっておりますし、それと軽自動車、うちのほうで税額が7千幾らかというふうなことで、非常に納めていただきやすいということで、うちのほうがそれを年に3回ほど強化月間というのをつくりまして、お願いして徴収させていただいておるということで、そういうふうな結果が出てきたんじゃないかなと分析しております。あと入湯税のほうにつきましては、ちょっと、多分、多分という言葉はおかしいですけども、いわゆるスーパー銭湯的なものが何軒かできておりますので、その関係ではなかろうかというふうに考えております。

課税課長

入湯税につきましては、実際的に文字どおり入場者がふえたということでございませけれども、いま納税課長が申しましたように、新たなサービスの取り組みとか、そういうふうなもので正確な入場者数の把握とか、そういうものができて、充実してきた結果ではなかろうかというふうに考えております。

道祖委員

軽自動車税でいうと、滞納繰越分がありますよね、これに対しての納税を進めるというか、滞納を改善するための、一所懸命徴収に行っているんだろうと思いますけど、どういう活動をやっているのか。

納税課長

当然、持っておられる方には納付してくださいというふうな催告も行いますし、あと2年に1回は必ず車検があるわけございまして、車検時には必ず払うというふうな方がございませ。それで車検時期がありますので、早く払ってくださいというふうなことでもお願いをいたしませし、最終的に何件かしかしたことはございませけれども、一応タイヤロック等も行った経験がございませ。

道祖委員

しつこく聞きますけど、不納欠損額は161万6336円出ていますね。これはいま言ったように車検を受けないで、納税もしないで廃車したというふうに理解していいんでしょうかね。それとも車検なしで乗り回しているとかいうことなんでしょうかね。

納税課長

これは当然廃車届をしておかなければならないものが、そのままになって廃車届を出していないというふうなこと、うちのほうでそういうふうな調査までいたします。そして、課税保留、課税課のほうに、これは乗ってないよと、そして本人に聞いたところが、それはもう随分昔、人にやったとか、そういうふうなこともございます。そういうものの積み重ねがその金額になっているというふうなことでございます。

道祖委員

何でこういうふうによく聞いているかと言うと、伸びるところをいかに伸ばすかという工夫をしたらいいんじゃないかなと。だから税金7,000円ですから、軽に乗ってくれたら何かプレゼントしますとかいうわけにはいかんのかもわかりませんが、何かキャンペーンでもやれば、ふえるところをふやさないとどうしようもないですもんね。だから、今回見ていたら、たばこはどんどん値上げしても何か知らないけどふえていっていますから、これはまだ値上げしていてもいいのかなと思いますけれど、そのところ何か工夫をしていただけたらよろしいんじゃないかなと思っておりますので、一つ考えていただければと思っておりますので、頑張りますぐらい言ってくださいよ。

納税課長

今ご指導いただきました点を十分に実行させていただいて、頑張って徴収活動をやりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第1款 市税から第10款 地方特例交付金までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第13号までの以上13件については、本日の審査をこの程度にとどめ、あす10月31日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもちまして平成23年度決算特別委員会を散会いたします。